

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案
(第六十七回国会、内閣提出)(参議院送付)

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案
(第六十七回国会、内閣提出)(参議院送付)

沖縄振興開発特別措置法案(第六十七回国会、
内閣提出)(参議院送付)

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案
(第六十七回国会、内閣提出)(参議院送付)

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案
(第六十七回国会、内閣提出)(参議院送付)

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案
(第六十七回国会、内閣提出)(参議院送付)

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案
(第六十七回国会、内閣提出)(参議院送付)

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案
(第六十七回国会、内閣提出)(参議院送付)

し承認を求めるの件、右五件を一括して議題とい
たします。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案
(第六十七回国会、内閣提出)(参議院送付)

くは改正し、第二に、個別に置かれる国の出先機
関を設置する等の各省設置法等の一部を改正し、
第三に、沖縄の復帰に伴う関係法令の規定を改
正を整備しようとするものであります。

次に、沖縄振興開発特別措置法案は、沖縄の復
帰に伴い、沖縄の特殊事情に鑑み、その基礎
条件の改善並びに地理的及び自然的な特性に即し
た沖縄の振興開発をはかり、県民の生活及び職業
の安定並びに福祉の向上に資するため、総合的な
推進する等特別の措置を講じようとするものであ
ります。

次に、沖縄における公用地等の暫定使用に関する
法律案は、沖縄の復帰に伴い、沖縄における公
用地等のための土地または工作物に因し、国等は
五年をこえない範囲内で使用することができる等
の特別な措置を定めるとともに、その土地等につ
いては、暫定使用の開始後であってもその所有者
等との合意により、これを使用することとなるよ
うとすることとしております。

次に、国家公務員法第十三条第五項および地方
自治法百五十六条第六項の規定に基づき、人事
院の地方の事務所設置に因し承認を求めるの件
は、沖縄の復帰に伴い、当分の間、人事院沖縄事
務所を那覇に置くことについて、国会の承認を求
めようとするものであります。

最後に、国家公務員法第十三条第五項および地
方自治法百五十六条第六項の規定に基づき、人事
院の地方の事務所設置に因し承認を求めるの件に
つて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。
〔拍手〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よ
りませんか。

○議長(船田中君) これより採決に入ります。
まず、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法
律案、沖縄振興開発特別措置法案、及び沖縄にお
ける公用地等の暫定使用に関する法律案の四案を
一括して採決いたします。

四案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤栄作君

法務大臣 前田繁三郎君

外務大臣 福田赳氏君

大蔵大臣 水田三喜男君

文部大臣 高見三郎君

厚生大臣 斎藤昇君

通商産業大臣 田中角榮君

運輸大臣 丹羽喬四郎君

○朗読を省略した議長の報告

、昨二十九日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十八回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房副長官	同
内閣参事官兼内閣総理大臣官房会計課長	小池 欣一
内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長	國塚 武平
内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長	小田村四郎

環境庁自然保護局長	首尾木 一
環境庁大気保全局長	山形 操六
沖縄・北方対策庁総務部長	岡田 純夫
環境庁水質保全局長	岡部 秀一
沖縄・北方対策庁調整部長	田辺 博通
法務省政策局長	村山 達雄
法務大臣官房長	安原 美穂
法務大臣官房会計課長	伊藤 榮樹
法務省民事局長	川島 一郎
法務省刑事局長	辻 麟三郎
法務省矯正局長	羽山 忠弘
法務省保護局長	笛吹 亨三
法務省人権擁護局長	影山 力
法務省人国管理局長	吉田 健三
公安審査委員会委員長	大山 菊治
公安審査委員会事務局長	板井 俊雄
公安調査厅長官	川口 光太郎
公安調査厅次長	富田 康次
外務政務次官	大西 正明
外務大臣官房長	佐藤 正三
外務大臣官房会計課長	柳谷 謙介
外務省アジア局長	鈴木 順之郎
外務省アメリカ局長	吉野 文六
外務省欧亜局長	有田 圭輔
外務省中近東アフリカ局長	井川 克二
外務省経済局長	平原 納
外務省経済協力局長	沢木 正男
外務省条約局長	田中 六助
外務省国際連合局長	竹内 道雄
外務省情報文化局長	西堀 正弘
外務省大臣官房次官	和田 力
大蔵大臣官房日本	相澤 英之
専売公社監理官	福岡 威
大蔵省主計局長	同
大蔵大臣官房長	船田 讓
大蔵大臣官房会計課長	田中
大蔵大臣官房日本	大蔵

昭和四十六年十一月三十日 衆議院会議録第二号

歴史を省略した議長の華告

7

大藏省主計局次長	同	平井 增郎
大藏省主稅局長	吉瀬 雄哉	高木
大藏省關稅局長	大倉 真隆	赤羽
大藏省財理局長	橋口 收	桂
大藏省證券局長	坂野 常和	文雄
大藏省銀行局長	近藤 道生	文雄
文部省國際金融局長	稻村 光二	吉國 二郎
國稅厅長官	須田 八郎	岩間英太郎
文部大臣官房會計課長	木田 宏	武俊
文部省初等中等教育局長	今村 建三	敬三
文部省大學學術局長	安鷗 彌彌	日出海 今
文部省社會教育局長	浦田 純二	日出海 今
文部省體育局長	滝谷 敬三	武俊
文部省管理局長	安鷗 彌彌	日出海 今
文化厅長官	高木 支	日出海 今
文化厅次長	福田 勉	日出海 今
厚生政務次官	安達 健二	日出海 今
厚生大臣官房長	松尾 正雄	日出海 今
厚生大臣官房會計課長	武藤琦 一郎	日出海 今
文化厅次長	滝沢 正	日出海 今
厚生省公衆衛生局長	浦田 純二	日出海 今
厚生省環境衛生局長	加藤 威三	日出海 今
厚生省兒童家庭局長	松下 康藏	日出海 今
厚生省醫務局長	德夫 天山	日出海 今
厚生省保險局長	戸澤 政方	日出海 今
厚生省年金局長	北川 力夫	日出海 今
厚生省農業局長	八木 哲夫	日出海 今
厚生省社會局長	佐藤 一郎	日出海 今
厚生省兒童家庭局長	中村 一成	日出海 今
社會保險廳醫療保險部長	穴山 德夫	日出海 今
社會保險廳年金保險部長	八木 哲夫	日出海 今
農林政務次官	伊藤宗一郎	日出海 今
農林大臣官房長	佐藤 隆	日出海 今
農林大臣官房次官	中野 和仁	日出海 今
農林大臣官房予算課長	作齋	日出海 今
農林大臣官房長	松木	日出海 今

農林大臣官房經理課長	石田貞二郎
農林省農林經濟局長	小暮 光美
農林省農政局長	内村 良英
農林省畜產局長	增田 久
農林省農地局長	三善 信二
農林省蚕糸園芸局長	荒勝 嶽
農林水產技術會議事務局長	加賀山國雄
食糧處長官	龜長 友義
食糧處次長	中村健次郎
林野處長官	松本 守雄
水產處長官	太田 康二
水產處次長	藤村 弘毅
同	稻村佐近四郎
通商產業政務次官	林田悠紀夫
通商產業大臣官房長	小松勇五郎
通商產業大臣官房會計課長	北村 昌敏
通商產業省通商局長	山下 英明
通商產業省貿易振興局長	外山 弘
通商產業省企業局長	本田 早苗
通商產業省公害保安局長	久良知章悟
通商產業省重工業局長	矢島 嗣郎
通商產業省化學工業局長	山形 栄治
通商產業省織維雜貨局長	佐々木 敏
通商產業省鈍山石炭局長	莊 清
通商產業省公益事業局長	三宅 幸夫
工業技術院長	太田 暢人
中小企業處長官	井上 武久
特許處長官	高橋 淳郎
中小企業處次長	佐藤 孝行
運輸政務次官	高橋 康一
運輸大臣官房長	鈴木 珊吉
運輸省海運局長	佐藤 全吉
運輸省船舶局長	田坂 銳一
運輸省船員局長	佐原 亨
運輸省港灣局長	栗栖 義明
運輸省鐵道監督局長	山口 真弘
運輸省自動車局長	野村 一彦

運輸省航空局長	海上保安廳長官	手塚 良成
高等海難審判廳長官	海上保安廳次長	須賀貞之助
郵政大臣官房電氣通信監理官	氣象厅次長官	藤原 重三
郵政大臣官房電氣通信監理官	郵政大臣官房長官	高橋浩一郎
郵政政務次官	郵政省郵務局長	牧野 康夫
郵政政務次官	郵政省財金局長	森田 行正
郵政省簡易保險局長	石井多加三	
郵政省電波監理局長	藤木 一榮	柏木 輝彦
郵政省人事局長	北 雄一郎	溝呂木 繁
郵政省經理局長	淺見 喜作	森田
勞働政務次官	中山 太郎	野田誠二郎
勞働大臣官房長	道正 邦彥	
勞働大臣官房會計課長	大坪健一郎	
勞働省勞政局長	石黒 拓爾	
勞働省勞働基準局長	岡部 實夫	
勞働省婦人少年局長	高橋 展子	
勞働省職業安定局長	渡邊 健二	
勞働省職業訓練局長	藤尾 正行	
建設大臣官房會計課長	大津留 榮作	
建設大臣官房會計課長	山岡 一男	
建設省計画局長	高橋 弘篤	
建設省都市局長	吉兼 三郎	
建設省河川局長	川崎 精一	
建設省道路局長	高橋国一郎	
建設省住宅局長	多治見高雄	
自治大臣官房次官	小山 省二	
自治大臣官房長官	皆川 錠田	
自治大臣官房會計課長	山本 成美	
自治省行政局長	宮澤 弘	
自治省財政局長	佐々木 喬久治	
自治省稅務局長	成美	
消防厅長官	降矢 敬義	

一、昨二十九日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 下平 正一君（理事華山親義君去る二十八日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、昨二十九日、内閣から次の報告書を受領した。

（昭和十四年一月）
一、昨二十九日、佐藤内閣総理大臣から船田議長
あて、二十九日議長において承認した三原朝雄
外三百四十二名を同日第六十八回国会政府委員
に任命した旨の通知を受領した。

三 社会教育に関する件	農林水産委員長 藤田 義光	衆議院議長 船田 中殿	運輸委員長 小峯 柳多
四 体育に関する件			
五 学術研究及び宗教に関する件			
六 國際文化交流に関する件			
七 文化財保護に関する件			
右各件は審査を終了するに至らなかつた。	右報告する。	右各件は審査を終了するに至らなかつた。	右報告する。
昭和四十六年十二月二十八日	文教委員長 丹羽 兵助	衆議院議長 船田 中殿	昭和四十六年十二月二十八日
衆議院議長 船田 中殿			
厚生関係の基本施策に関する件等閉会中審査報告書			
一 厚生関係の基本施策に関する件			
二 勞働関係の基本施策に関する件			
三 社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件			
四 労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件			
右各件は審査を終了するに至らなかつた。	右報告する。	右各件は審査を終了するに至らなかつた。	右報告する。
昭和四十六年十二月二十八日	社会労働委員長 森山 鉄司	衆議院議長 船田 中殿	昭和四十六年十二月二十八日
衆議院議長 船田 中殿			
有線テレビジョン放送法案等閉会中審査報告書			
一 有線テレビジョン放送法案(内閣提出、第六十五回国会閉法第一〇二号)			
二 通商産業の基本施策に関する件			
三 経済総合計画に関する件			
四 公益事業に関する件			
五 鉱工業に関する件			
六 商業に関する件			
七 通商に関する件			
八 中小企業に関する件			
九 特許に関する件			
一〇 私的独占の禁止及び公正取引に関する件			
一一 鉱業と一般公益との調整等に関する件			
右各件は審査を終了するに至らなかつた。	右報告する。	右各件は審査を終了するに至らなかつた。	右報告する。
昭和四十六年十二月二十八日	商工委員長 櫻田 宗一	衆議院議長 船田 中殿	昭和四十六年十二月二十八日
衆議院議長 船田 中殿			
建設行政の基本施策に関する件等閉会中審査報告書			
一 建設行政の基本施策に関する件			
二 國土計画に関する件			
三 地方計画に関する件			
四 都市計画に関する件			
五 河川に関する件			
六 道路に関する件			
七 住宅に関する件			
八 建築に関する件			
右各件は審査を終了するに至らなかつた。	右報告する。	右各件は審査を終了するに至らなかつた。	右報告する。
昭和四十六年十二月二十八日	建設委員長 亀山 孝一	衆議院議長 船田 中殿	昭和四十六年十二月二十八日
衆議院議長 船田 中殿			
昭和四十四年度一般会計歳入歳出決算等閉会中審査報告書			
一 災害対策に関する件			
右件は審査を終了するに至らなかつた。	右報告する。	右各件は審査を終了するに至らなかつた。	右報告する。
昭和四十六年十二月二十八日	衆議院議長 船田 中殿	衆議院議長 船田 中殿	昭和四十六年十二月二十八日

昭和四十六年十二月三十日

議院会議録第一二号(一) 召集に応じた議員の氏名

—
—
—

官 報 (号 外)

昭和四十六年十一月三十日

衆議院會議錄第二号(一)

石集に応じた議員の氏名

昭和四十六年十二月三十日

衆議院会議録第二号(一)

召集に応じた議員の氏名 指定された議席

長崎県

第一区選出

倉成

正君

西岡

武夫君

第二区選出

中村

弘海君

石橋

政嗣君

熊本県

第一区選出

松野

蠻三君

藤田

義光君

瀬野栄次郎君

第二区選出

大久保

武雄君

野田

武夫君

金子

白瀧

仁吉君

中村

重光君

岩三君

松尾

信人君

岩手県

第一区選出

西銘

順治君

上原

康助君

安里積千代君

奄美群島区選出

西銘

順治君

瀬長龜次郎君

豊

永光君

國場

幸昌君

寺前

松本

善明君

吉田

勝君

坂井

弘一君

和田

一郎君

貝沼

次郎君

古寺

相沢

武彦君

中川

嘉美君

吉田

泰造君

吉田

雅司君

坂井

一郎君

和田

一郎君

貝沼

次郎君

古寺

相沢

武彦君

中川

嘉美君

吉田

泰造君

吉田

雅司君

坂井

一郎君

和田

一郎君

貝沼

次郎君

古寺

相沢

武彦君

中川

嘉美君

吉田

泰造君

吉田

雅司君

坂井

一郎君

和田

一郎君

貝沼

次郎君

古寺

相沢

武彦君

中川

嘉美君

吉田

泰造君

吉田

雅司君

坂井

一郎君

和田

一郎君

貝沼

次郎君

古寺

相沢

武彦君

中川

嘉美君

吉田

泰造君

吉田

雅司君

坂井

一郎君

和田

一郎君

貝沼

次郎君

古寺

相沢

武彦君

中川

嘉美君

吉田

泰造君

奄美群島区選出

西銘

順治君

瀬長龜次郎君

國場

幸昌君

寺前

松本

善明君

吉田

勝君

坂井

完治君

泰造君

吉田

泰造君

奄美群島区選出

西銘

順治君

瀬長龜次郎君

國場

幸昌君

寺前

松本

善明君

吉田

勝君

坂井

完治君

泰造君

吉田

泰

昭和四十六年十二月三十日 衆議院会議録第二号(一)

指定された議席

昭和四十六年十二月三十日

衆議院会議録第一号(十一) 指定された議題

昭和四十六年十一月三十日

衆議院會議錄第二号(上)

指定された議席

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可書

昭和四十六年十二月三十日 衆議院會議錄第一号(一)

法第八十号)、立法院議員選舉法(千九百五十五年立法第一号)、市町村議會議員及び市町村長選舉法(千九百六十八年立法第七十四号)、行政主席選舉法(千九百六十八年立法第七十五号)又は沖繩住民の國政參加特別措置法に基づく衆議院議員及び參議院議員選舉法(千九百七十年立法第九十八号)の規定による事件(刑事案件及び沖繩の電波法第九十二条第一項の規定により異議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件を除く。)について琉球政府の高等裁判所(以下この章において「旧高等裁判所」という)において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続は、最高裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第二章 旧高等裁判所における事件の受理

第十一條 旧高等裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続(分限事件、刑事案件及び少年の保護事件に關するものを除く。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、福岡高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第三章 沖繩の電波法の規定による事件(刑事案件及び同立法第九十二条第一項の規定により異議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件を除く。)について旧地方裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続は、東京高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第四章 この法律の施行の際第二審として旧高等裁判所に係属している上告事件(刑事案件及び前条

に規定する事件を除く。)についてもれた上告の

提起は、控訴の提起とみなす。

第十二条 旧地方裁判所において沖縄法令により
した事件の受理その他の手続（刑事事件に関する

るものを除く。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、那覇地方裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

事件を除く。)について、琉球政府の高等裁判所(以下この章において「旧高等裁判所」という)において沖繩法令によりした事件の受理その他手続は、最高裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十二条 旧高等裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続(分限事件、刑事案件及び少年の保護事件にに関するものを除く。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、

地方裁判所

るべき事項で、第一回裁判所の権限に属して扱うべき事件で、旧地方法院の権限に属するものについては、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定によれば地方裁判所の権限に属しない事項についても、裁判権を有す

第十三条 琉球政府の家庭裁判所（以下この章において「旧家庭裁判所」という。）において沖縄本島に於ける事件によりした事件の受理その他の手続（刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。）は、那覇家庭裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十四条 旧簡易裁判所において沖縄法令によつて
した事件の受理その他の手続（刑事事件に関するもの
を除く。）は、この法律に別段の定めがあ

る場合を除き、当該旧簡易裁判所の所在地を管轄する簡易裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続みなす。

件について準用する。

前項の事件の手続の費用に關し必要な

は、最高裁判所規則で定める。

第十六條 この法律の施行前に琉球政府の裁判所（以下この章において「旧裁判所」という。）又は琉球列島米国民政府の裁判所（以下この章によつては、

いて「民政府の裁判所」という)にあてて発せられた上告状、控訴状、訴状その他の書類(刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く)で、この法律の施行の際まだ受理されていないものは、第十条から前条までの規定に基づいて事件を取り扱うべき裁判所にあてたものとみなす。

てした判決（第十条に規定する事件及び刑事事

件に関するものを除く。)に対してもこの法律の施行前に発せられた上告状で、この法律の施行の際まだ受理されていないものは、控訴状とみなす。

第十七条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件については、当事者は、從前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

(公序良俗に反する裁判の効力)

第十八条 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定裁判(刑事案件及び少年の保護事件に関するもの)は、公序良俗に反する場合は、その効力を有しない。

(民事訴訟法及び非訟事件手続法に関する経験のを除く)で公の私財又は著者の感情に反するものは、その効力を有しない。

第十九条 第十条から第十五条までの規定に基いて承継した事件につき民事訴訟法(明治二三年法律第二十九号)又は非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)を適用し、又は準用するについての経過措置に關しては、民事訴訟等の一部を改正する法律(昭和二十九年法律

百二十七号) 附則第四項、第八項及び第十項、

民事訴訟法の一節を改正する法律(昭和三十九年)

年法律第百三十五号)附則第二項、民事訴訟手続に關する條約等の實施に伴う民事訴訟手続の

特例等に属する法律（昭和四十五年法律第二百一五号）附則第五項並びに民事訴訟法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第二百号）附則等二項の規定の例による。

この法律の施行の際本土の裁判所に係属している事件の沖縄にある当事者の行為に因し民事訴訟法第一百五十九条第一項後段（同法以外の法令において準用する場合を含む。）又は非訟事件令において準用する場合を含む。）に定める期間が現に准行しているものについては、なお従前の例による。

(破産法及び和議法に関する経過措置)

第二十条 破産法(大正十一年法律第七十一号)又は和議法(大正十一年法律第七十二号)を適用するについての経過措置に關しては、破産法及び和議法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第七百七十三号)附則第二項から第七項まで

（行政事件訴訟法に関する経過措置）

第二十一条 この法律の施行の際行政事件訴訟法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十八号）附則第六項から第八項までの規定の例による。

取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決がきつたことを知つた日を基準とするものについて

は、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三月とする。

この法律の施行の際行政事件訴訟特別法第十二条第三項の期間が現に進行している処分又は解決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、同

休職員共済組合法（昭和三十二年法律第九十九号。同条において「農林共済組合法」という。）に基づく農林漁業団休職員共済組合（同条において「農林共済組合」という。）が承継する。

第四十四条 琉球政府公務員法（千九百五十三年
立法第四号）に基づく法人である儀賀團体のう

ち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となる者（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八条の二第五項に規定する職員（当該職員とみなされる者を含む。）となる者及び公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二項第一号の職員となる者を除く。）が主体となつて組織するものは、国家公務員法に基づく法人である職員団体となる。

である職員団体となつたものは、人事院規則で定められたる日までに、解散したもの及び同法第八百八十二条の規定により登録されたものを除き、その三の規定により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づく法人である職員団体の同法の規定による解散及び清算の

第四十五条 前条の規定は、琉球政府公務員法に基づく法人である職員團体又は沖縄の労働組合法(千九百五十三年立法第四十二号)に基づく法人である労働組合のうち、この法律の規定により冲縄県又は沖縄県の区域内の当該市町村の職員となる者地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第五項に規定する職員となる者及び地方公管企業労働關係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項に規定する職員となる者を除く。)がそれぞれ主体となつて組織するもの(沖縄県の区域内の公立学校の職員となる者が主体となつて組織するものを含む。)の地位について準用する。この場合において、前条中「國家公務員法に基づく法人」と

昭和四十六年十二月三十日 衆議院会議録第二号

昭和四十六年十二月三十日
衆議院会議録第一号

法律索引

一四

いては、当該期間の満了の時又は当該認証を受けることを許さず、二上部確定（その時

比率により、同日から政令で定める日までの間
二、本邦通貨と交換（なればならぬ）。

政府は、前項の規定によるアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、政令で

定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

前二項における用語については、次に定めるところによる。

——本邦通貨——とは、臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）又は日本銀行法（昭和十七年

法第六十号)は、この施行の際通用する臨時補助貨幣及び銀行券

二、「アメリカ合衆国通貨」とは、アメリカ合衆

衆國の銀行が発行し、この法律の施行の際沖
電二社、三通引二社貢賃、氏皆及ばる銀行等と

三 「居主者」とは、外國為替及び外國貿易管理

法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六
条第一項第五号に規定する居住者をいう。

(印紙の交換等)

八号。次項において「沖縄印紙納付法」という。)

は規定する收入日総をいふ。此の項において同じ。)については、この法律の施行の日から

ところにより、これを所持する者の請求に応

該請求に係る沖繩の収入印紙が二枚以上である旨(二枚、一枚計全額)之前記第一項の規定

による交換比率により日本円は換算した金額に用意する限り、沖縄県の区域内に所在する

2 沖縄の失業保険印紙（沖縄印紙納付法に規定する失業保険印紙をいう。以下この項において

同じ。)については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の失業保険印紙の金額(当該請求に係る沖縄の失業保険印紙が二枚以上である場合には、その合計金額)を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、失業保険印紙の充りさしきをする沖縄の郵便局において買い戻すものとする。

第五十一条 沖縄の郵便法(千九百五十三年立法第十七号)第三十二条の規定により琉球政府行政主席が発行した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票(同立法第三十三条に規定する郵便切手及び郵便葉書を除く。以下この条において「沖縄の切手類」という。)については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、沖縄の切手類を所持する者の請求に応じ、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額(二枚以上の沖縄の切手類に係る場合には、そのあらわす料金の合計額。次項において同じ。)を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、郵便法(昭和十二年法律第二百六十五号)第三十三条の規定により郵政大臣が発行した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票と交換するものとする。

沖縄の切手類については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額の限度において、郵便に関する料金の納付に充てることができる。ただし、沖縄県の区域以外の本邦の地域に所在する郵便局に差し出される郵便物に係る沖縄の切手類については、沖

繩県の区域内にあって差し出される料金印面のついた往復葉書の返信部に限る。
(合衆国ドル表示の債権又は債務の切替え)

第五十二条 国又は地方公共団体がこの法律の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、失業保険印紙の充りさしきをする沖縄の郵便局において買い戻すものとする。

第五十三条 沖縄の郵便法(千九百五十三年立法第十七号)第三十二条の規定により琉球政府行政主席が発行した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票(同立法第三十三条に規定する郵便切手及び郵便葉書を除く。以下この条において「沖縄の切手類」という。)については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、沖縄の切手類を所持する者の請求に応じ、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額(二枚以上の沖縄の切手類に係る場合には、そのあらわす料金の合計額。次項において同じ。)を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、郵便法(昭和十二年法律第二百六十五号)第三十三条の規定により郵政大臣が発行した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票と交換するものとする。

第五章 法令の適用に関する特別措置
第一节 通則
(沖縄法令による免許等の効力の承継等)
第五十三条 この法律の施行前に、本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた免許、許可、認可、承認、登録、これらの処分の取消し、申請、届出等の処分又は手続は、別に法律に定めがある場合及び第一項の規定が適用される場合を除き、人の資格に関する本土法令の規定の適用については、当該本土法令において不利益な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、本土法令の当該規定を適用することができる。

別に法律に定めがある場合及び第一項の規定が適用される場合を除き、人の資格に関する本土法令の規定の適用については、当該本土法令において不利益な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、本土法令の当該規定を適用することができる。

第五十四条 一定の業務又は職業についての制限又は禁止を定めている本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定がない場合においては、この法律の施行の際沖縄において適法にこれらの業務又は職業に従事している者は、別に法律に定めがある場合及び当該業務又は職業が高度の専門的知識を要するものである等特別の理由がある場合を除き、政令で定めるところにより、当該本土法令の規定にかかわらず、引き続きこれらの業務又は職業に従事することができます。

第五十五条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により国家公務員となり、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定の適用を受けることとなる職員で、琉球政府において受けた給料月額等を考慮して人事院が必要と認めるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給するものとする。

第五十六条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者で、その離職又は死亡の時に一般職の国家公務員が従事する事務とみなして、同法の規定並びに国家公務員災害補償法(昭和三十六年法律第百九十一号)上の公務とみなして、同法の規定並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)附則第六条及び第八条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、人事院規則で特別の定めをすることができる。

第五十七条 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に關しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を國の公務とみなして、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による補償(同法第八十二条に規定する補償を除く。)の例により補償を行なう。

(第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定)

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行の際沖縄にある会社の株式（社員の持分を含む。）を所有している会社（外国会社を含む。次項において同じ。）であつて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。次項において「私的独占禁止法」という。）第九条第三項に規定する持株会社に該当するものは、同条第二項の規定の適用については、この法律の施行の日に持株会社となつたものとみなす。

2 私的独占禁止法第九一条第一号の規定は、前項の規定により同法第九条第二項の規定の適用について持株会社となつたものとみなされた会社には、適用しない。

（交通方法等に関する暫定措置）

第五十八条 沖縄県の区域においては、政令で定める日までの間は、歩行者の左側通行及び車両の右側通行の原則に従い政令で定めるところにより必要な詮替えをして、道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）の規定を適用する。

2 前項の政令で定める日を指定するにあたつては、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後の日で、交通方法を歩行者の右側通行及び車両の左側通行の原則に変更するための諸般の準備措置及び当日に予想される交通の状況を考慮して、その変更を円滑に行なうことができると認められる日を選定するものとし、当該政令は、当該日から起算して六月前までに公布するものとする。

（反則行為に関する経過措置）

第五十九条 この法律の施行前にされた沖縄の道路交通法（千九百六十三年立法第二百九号）第二百五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則者及び同条第三項に規定する反則金は、道路交通法第二百二十五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則者及び同条第三項に規定する反則行為に係る

定する反則金と、この法律の施行前に沖縄の道路交通法の規定によりされた告知、通告、反則行為の納付、指示その他の反則行為に関する処理手続の特例に係る行為は、道路交通法の相当規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、反則行為の範囲及び種別は、沖縄の道路交通法及び沖縄の道路交通法によりされた告知、通告、反則金の額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とし、この法律の施行後にされた告知、通告又は指示に係る反則金の額は、そ

の額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とし、この法律の施行後にされた告知、通告又は指示に係る反則金の額は、そ

をすることができないものとされていた処分に係る不服申立てでこの法律の施行の日前六十日以内に当該処分があつたことを知つた者が行なうものについては、行政不服審査法第十四条第一項及び第四十五条中「処分があつたことを知つた日の翌日」とあるのは「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日」と、同法第十四条第三項（同法第四十八条において準用する場合を含む。）中「経過したとき」とあるのは「経過したとき」（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日から起算して六十日以内に当該期間が経過することとなる場合においては、同法の施行の日から起算して六十日を経過したとき）とする。

（國の行政機関の職員の定員に関する暫定措置）

第六十一条 沖縄県の区域内に置かれる國の行政機関の所掌事務を遂行するため当該行政機関に恒常的に隸く必要がある職に充てるべき總理府及び各省の常勤の職員（自衛官及び國の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第二百四十一号）第五条に規定する常勤の職員を除く。）の定員は、当分の間、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

（所有者不明土地の管理）

第六十二条 沖縄法令の規定による所有者不明土地で、この法律の施行の際琉球政府又は沖縄の市町村が管理しているものは、当分の間、從前の例に準じ、沖縄県又は当該所有者不明土地の所在する市町村が管理するものとする。

（裁判所職員の定員に関する暫定措置）

第六十三条 沖縄県の区域内に置かれる裁判所及び裁判所の支部の職員並びにこれらの職員のうち沖縄県の区域内に置かれる検察審査会に勤務する職員の定員は、当分の間、裁判所法第五条

（裁判所職員に対する特別の手当等）

第六十四条 第二十二条の規定により裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者の給与に関する事項については、第五十五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

2 沖縄県の区域内に置かれる裁判所に勤務する医師については、第五十五条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

3 琉球政府の職員のうち、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により裁判所職員臨時措置法の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者でその離職又は死亡の時に琉球政府の裁判所職員であつたものの災害補償に関する事項については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項並びに同項において適用するものとされる國家公務員災害補償法並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第六条及び第八条中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

（外国人弁護士に関する特例）

第六十五条 沖縄の弁護士法（千九百六十七年立法院附百三十九号）附則第五条の規定による外国人弁護士で昭和四十六年一月一日以降引き続き沖縄においてその業務に従事している者は、最高裁判所の承認を受けて、外国法に関する弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条に規定する事務を行なうことができる。

2 最高裁判所は、前項の承認をする場合には、

選考することができる。

第一項の規定により弁護士法第三条に規定する事務を行なう者は、沖縄県の区域内に事務所を設けなければならない。

4 弁護士法第一条、第二条、第二十条第三項、

第二十三条から第二十九条まで、第七十六条及び第七十七条(第二十七条及び第二十八条に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定により同項に規定する事務を行なう者(第八項の規定により第一項に規定する事務を行なう者を含む。)について準用する。この場合において、同法第二十五条第五号中「仲裁手続により」とあるのは、「仲裁手続により、又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行前の沖縄における仲裁手続により」と読み替えるものとする。

5 沖縄法令の規定による外国人弁護士であつた者は、この法律の施行前にその職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。

7 最高裁判所が第一項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならぬ。

8 この法律の施行の際沖縄法令の規定による外国人弁護士である者は、この法律の施行の日から起算して二月に限り、第一項の承認を受けないでも、同項に規定する事務を行なうことができる。(取得時効に関する経過措置)

第六十六条 沖縄群島(北緯二十八度、東經百二度四十分を起点とし、北緯二十八度、東經一百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東經百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東經百三十一度五十分の点、北緯二十四度、東經百三十二度の点及び北緯二十七度、東經百

二十四度二分の点を経て起点に至る境界線内の島をいう。)内の土地については、この法律の施行の日から起算して六月以内は、民法第六十一条第二項に規定する取得時効は、完成しない。

(政府賠償に関する経過措置)

第六十七条 この法律の施行前における琉球政府若しくは沖縄の公共団体の公権力の行使に当たる公務員の行為又はこの法律の施行前の沖縄における公の营造物の設置若しくは管理の瑕疵を原因としてこの法律の施行後生じた損害については、政府賠償法(千九百五十六年立法第十七号)の規定の例による。この場合においては、

琉球政府又は沖縄の公共団体に相当する國又は公共団体が、賠償の責めに任ずる。

第四節 大蔵省關係

(たばこ製造廃止業者等に対する交付金の交付)

第六十八条 沖縄県の区域におけるたばこ専売事業及び塙専売事業の円滑な実施に資するため、

日本専売公社(以下次条までにおいて「公社」といいう。)は、政令で定める日に沖縄において製造たばこ(たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十号)第一条第三項に規定する製造たばこをいいう。)は、同法第二十三条第四項及び第三十四条第一項の規定にかかるわらず、他の塙小売人から塙を貰い受け、又は他の塙小売人に塙を販売することができる。

2 沖縄県の区域においては、当分の間、塙小売人が販売する塙については、塙専賣法第三十二条及び附則第二十三項の規定は、適用しない。

(特別会計の經理の特例)

第七十一条 この法律の規定に基づき國が承継することとなる権利及び義務に關する經理を特別会計において行なう場合に必要となる當該特別会計と一般会計又は他の特別会計との間の繰入繰出、當該特別会計の積立金の經理その他の措置(次項において「繰入れ等の措置」という。)については、政令で定めるところによること。

2 廃止業者が前項の交付金の交付を受けた場合には、政令で定めるところにより、これらの者の所得税又は法人税を軽減する。

(たばこ専賣法に関する特例)

第六十九条 沖縄県の区域においては、当分の間、たばこ専賣法第三十条第一項の指定を受け

た製造たばこの小売人(以下この条において「たばこ小売人」という。)は、同法第三十七条第一項の規定にかかるわらず、他のたばこ小売人から

製造たばこを買ひ受け、又は他のたばこ小売人に製造たばこを販売することができる。この場

合においては、同法第三十四条第三項の規定は、適用しない。

2 沖縄県の区域においては、当分の間、公社は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、たばこ小売人のうち政令で定める者以外の者に製造たばこを売り渡さないものとする。

(塙専賣法に関する特例)

第七十条 沖縄県の区域においては、当分の間、塙専賣法第二十四条第一項の指定を受けた塙の小売人(以下この条において「塙小売人」という。)は、同法第二十三条第四項及び第三十四条第一項の規定にかかるわらず、他の塙小売人から塙を貰い受け、又は他の塙小売人に塙を販売することができる。

2 沖縄県の区域においては、当分の間、塙小売人が販売する塙については、塙専賣法第三十二条及び附則第二十三項の規定は、適用しない。

(特別会計の經理の特例)

第七十一条 この法律の規定に基づき國が承継することとなる権利及び義務に關する經理を特別会計において行なう場合に必要となる當該特別会計と一般会計又は他の特別会計との間の繰入繰出、當該特別会計の積立金の經理その他の措置(次項において「繰入れ等の措置」という。)については、政令で定めるところによること。

2 国税通則法、国税徵收法(昭和三十四年法律第百四十七号)及び国税犯即取締法(明治三十三年法律第六十七号)又は関稅法(昭和二十九年法律第三十七号)及び特別とん稅法(昭和三十二年法律第三十八号)の規定(政令で定める規定を除くものとし、これらの法律の規定に基づき又はこれを実施するための命令の規定及びこれらの法律の特例に関する法令の規定で政令で定めるものを含むものとする。)は、国税相当琉球政府税又は關稅相当琉球政府税に係る申告、更正、納付、徵收、滞納処分、還付、不服申立て、犯則事件の調査、通告処分その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。

3 国税相当琉球政府税及び關稅相当琉球政府税については、これらの琉球政府税に關する沖縄法令の規定のうち、前項の規定によりこれらの

で定めるところによる。

(琉球政府税の承繼等)

第七十二条 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき次に掲げる琉球政府税(沖縄法令の規定により琉球政府が課する税(その滞納处罚費を含む。)をいう。以下この条及び第一百五十四条规定において同じ。)に係るものは、その時ににおいて國が承繼する。

2 一本邦の國稅(國稅通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する國稅をいう。)に相當するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「國稅相當琉球政府税」といいう。)

2 一本邦の國稅(國稅通則法(昭和三十四年法律第百四十七号)及び国税犯即取締法(明治三十三年法律第六十七号)又は關稅法(昭和二十九年法律第三十七号)及び特別とん稅法(昭和三十二年法律第三十八号)の規定(政令で定める規定を除くものとし、これらの法律の規定に基づき又はこれを実施するための命令の規定及びこれらの法律の特例に関する法令の規定で政令で定めるものを含むものとする。)は、国税相当琉球政府税又は關稅相当琉球政府税に係る申告、更正、納付、徵收、滯納処分、還付、不服申立て、犯則事件の調査、通告処分その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。

3 国税相当琉球政府税及び關稅相当琉球政府税については、これらの琉球政府税に關する沖縄法令の規定のうち、前項の規定によりこれらの

設置の目的に照らし当該特別会計において行なうことが合理的と認められるものについては、政令で定めるところにより、当該特別会計においてこれを行なうものとする。この場合において必要となる繰入れ等の措置については、政令

法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、本邦の法令としての効力を有する。

(所得税に関する経過措置)
第七十三条 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法第二条第一項第三号に規定する居住者に該当することとなつた者(以下第七十五条までにおいて「沖縄居住者」という。)の当該居住者としての所得税については、同法の規定は、この

法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、昭和四十七年四月一日以後に生ずる所得について適用する。

2 布令適用者(琉球所得税(十九百五十三年琉球列島米国民政府布令第百十四号)第二条イに規定する外国人に該当する者をいう。以下この節において同じ。)である沖縄居住者に係る前項の規定の適用については、同項中「昭和四十七年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年七月一日」とする。

3 所得税法第十条の規定は、沖縄居住者については、昭和四十八年一月一日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

4 所得税法第九十二条の規定は、沖縄居住者については、昭和四十八年分以後の所得税について適用し、昭和四十七年分の所得税については、沖縄の所得税法(千九百五十二年立法第四十四号)第二十八条の規定は、法律としての効力を有する。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、所得税法が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法第一百六十五条に規定する非居住者に該当することとなつた者(次条及び第七十五条において「沖縄非居住者」という。)の同法第一百六十五条に規定する総合課税に係る所得税について準用する。

6 所得税法第四編第一章から第六章までの規定

は、沖縄県の区域におけるこれらの規定に規定する支払については、この法律の施行の日(布令適用者に対する当該支払については、昭和四十七年七月一日)以後に当該支払をすべき場合について適用する。

第七十四条 前条第一項及び第二項の規定は、沖縄居住者又は沖縄非居住者に係る租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二章の規定の適用について準用する。

2 租税特別措置法第二章第一節の規定は、沖縄県の区域において支払を受けるべき同節に規定する利子所得については、昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該利子所得について適用し、同日前に支払を受けるべき当該利子所得については、沖縄の租税特別措置法(千九百五十四年立法第三十七号)第二条から第二条の四までの規定は、法律としての効力を有する。

3 租税特別措置法第二章第一節の二の規定は、沖縄県の区域において支払を受けるべき同節に規定する配当所得については、昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該配当所得について適用する。

第七十五条 第七十三条第一項及び第二項の規定は、沖縄居住者又は沖縄非居住者に係る災害被害者に対する租税の減免、微取猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条及び第三条の規定の適用について準用する。

第七十六条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下次条までにおいて同じ。)のうち、同法が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法第二条第三号に規定する内国法人に該当することとなつたもの(以下次条までにおいて同じ。)の当該内国法人として「沖縄法人」という。)の当該法人としての法人税については、同法の規定は、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、外國法人の同日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

第七十七条 前条の規定は、沖縄法人又は外國法人に係る租税特別措置法第三章の規定の適用について準用する。

2 租税特別措置法第四十二条の三の規定は、法人が沖縄法人から受ける法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額については、この法

場合を除き、沖縄法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用する。

2 この法律の施行の日前に解散をした沖縄法人である普通法人(沖縄の法人税法(千九百五十三年立法第二十一号)第二十六条第一項に規定する普通法人をいう。)又は協同組合等(同立法第十二条第七項に規定する法人をいう。)で、同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税については、これらの法人が同日の翌日において解散をしたものとみなして、法人税の規定を適用する。

3 この法律の施行の際本土及び沖縄以外の地域に本店又は主たる事務所を有する法人(以下次条までにおいて「外國法人」という。)の沖縄源泉所得(法人税法第百三十八条に規定する国内源泉所得のうちその源泉が沖縄県の区域内にあるもの及びこの法律の施行の日前において法人税法が沖縄に施行されていたものとした場合に同条に規定する国内源泉所得に該当することとなるもののうちその源泉が沖縄にあつたものをいう。)に係る所得に対する法人税については、同法の規定は、昭和四十七年四月一日以後に相続者しくは遺贈(贈与者又は贈与税)について適用する。

3 第七十八条 相続税法(昭和二十五年法律第七十号)が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法の施行地に住所を有する者に該当する住者」という。)の同法第一条第一号又は第二条の二第一号の規定に該当する者としての相続税の二第二号の規定に該当する者としての相続税又は贈与税については、同法の規定は、昭和四十七年四月一日以後に相続者しくは遺贈(贈与者又は贈与税)の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)により取得した財産について適用する。

2 布令適用者である沖縄居住者に係る前項の規定の適用については、同項中「昭和四十七年七月一日」とあるのは、「昭和四十七年七月一日」とする。

3 前二項の規定は、相続若しくは遺贈又は贈与により沖縄にある財産を取得した者で当該財産を有しないもの(前二項の規定の適用を受ける者を除く。)の当該財産に係る相続税又は贈与税について準用する。

2 租税特別措置法第四十二条の三の規定は、法

律の施行の日から起算して二月を経過した日以後に受ける当該配当等の額について適用する。

3 租税特別措置法第三章第六節の規定は、沖縄法人又は外國法人に係る同節の規定に該当する資産の譲渡(同節の規定により譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)については、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、これらの法人がこの法律の施行の日以後に行なう当該資産の譲渡に係る法人税について適用し、これらの法人が同日前に行なった沖縄の租税特別措置法第二十八条から第三十一条までの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税についてもとされる行爲を含む。)について適用する。

2 この法律の施行の日前に解散をした沖縄法人である普通法人(沖縄の法人税法(千九百五十三年立法第二十一号)第二十六条第一項に規定する普通法人をいう。)又は協同組合等(同立法第十二条第七項に規定する法人をいう。)で、同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税については、これらの法人が同日の翌日において解散をしたものとみなして、法人税の規定を適用する。

3 法人税の規定は、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、外國法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用する。

2 租税特別措置法第三章第六節の規定は、沖縄法人又は外國法人に係る同節の規定に該当する資産の譲渡(同節の規定により譲渡に含まれるものとされる行爲を含む。)については、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、これらの法人がこの法律の施行の日以後に行なう当該資産の譲渡に係る法人税について適用する。

3 法人税の規定は、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、外國法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用する。

2 租税特別措置法第三章第六節の規定は、沖縄法人又は外國法人に係る同節の規定に該当する資産の譲渡(同節の規定により譲渡に含まれるものとされる行爲を含む。)については、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、これらの法人がこの法律の施行の日以後に行なう当該資産の譲渡に係る法人税について適用する。

3 法人税の規定は、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、外國法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用する。

第三項の規定に該当する者に係る租税特別措置法第四章並びに災害被患者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律第四条及び第六条の規定の適用について準用する。
(内国消費税等に関する特例)

負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。

(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。)の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法(千九百五十二年立法第十一号)の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続いて酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して五年以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの(政令で定めるものを除く。)に係る酒税の軽減に関する措置

二 砂糖消費税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある砂糖類(砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)第一條に規定する砂糖、糖みつ及び糖水酒をいう。以下次条までにおいて同じ。)の製造場又は保税地域(関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。)から移出され又は引き取られる砂糖類(政令で定めるものを除く。)に係る砂糖消費税の免除に関する措置

三 捕獲油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある捕獲油(捕獲油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二条第一項に規定する捕獲油(同法第六条の規定により捕獲油とみなさ

2

五 物品税 沖縄県の区域内にある製造場のうち、当該製造場がこの法律の施行の日前から引き続いて物品税法（昭和三十七年法律第十八号）別表に掲げる第二種の物品で政令で定めるものを製造していたものとして政令で定めることによりその製造場の所在地の輔税署署長の指定を受けた製造場において製造された当該物品で、同日から起算して五年以内に、当該製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る物品税の免除に関する措置。

六 入場税 沖縄県の区域内にある入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）第二条第一項に規定する興行場等への入場に係る同条第三項に規定する入場料金のうち、この法律の施行の日から起算して五年以内に領収される入場料金で政令で定める金額以下のものに係る入場税の軽減に関する措置。

沖縄県の区域内において自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第二条第一項に規定する自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける自動車でその使用の本拠が当該区域内にあるものについては同法の規定は、昭和四十七年十一月三十日までは適用しない。

れるものを含む。)をいう。)の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる押発油税(政令で定めるものを除く。)に係る捕發油税及び地方道路税の軽減に関する措置

四 石油ガス税 この法律の施行の日から起算して四年以内に、沖縄県の区域内にある石油ガス税法(昭和四十年法律第二百五十六号)第三条第四号に規定する石油ガスの充てん場又は保税地域から移出され又は引き取られる課税石油ガス(同法第三条に規定する課税石油ガスと、同法第六条第二項の規定による课

1

れるものを含む。)をいう。)の製造場又は保税地
域から移出され又は引き取られる押発油税
(政令で定めるものを除く。)に係る揮発油税
及び地方道路税の軽減に関する措置

石油ガス税 この法律の施行の目から起算
して四年以内に、沖縄県の区域内にある石油ガス税法(昭和四十年法律第二百五十六号)第三
条第四号に規定する石油ガスの充てん場又は
保税地域から移出され又は引き取られる課税
石油ガス(同法第三条に規定する課税石油ガ
スに付する、同法第六条第二項の規定による課
税石油ガスに付する)の製造場又は保税地
域から移出され又は引き取られる押発油税
(政令で定めるものを除く。)に係る揮発油税
及び地方道路税の軽減に関する措置

1

税務署長又は税関長は、第一項の規定の適用を受ける課税物品（酒類、砂糖類、揮発油又は物品税法第一条に規定する物品をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）の製造者又は当該課税物品を保税地域から引き取らとする者に對し、政令で定めるところにより、当該課税物品が同項の規定の適用を受ける物品である旨を表示すべきことを命ずることができる。

前項の命令を受けた者は、同項の課税物品をその製造場から移出し又は保税地域から引き取る時までに、当該課税物品又は当該課税物品の容器若しくは包装の見やすい箇所に同項の表示をしなければならない。

第一項第一号又は第五号の指定を受けようとする者は、当該製造場に係る製造設備の能力その他の政令で定める事項につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

第一項第一号又は第五号の指定を受けた者は、前項の確認を受けた事項で政令で定めるものを変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けなければならない。

沖縄県の区域内にある酒場、料理店その他これらに類する施設のうち、主として外国為替及び外國貿易管理法第六条第一項第六号に規定する非居住者は当該区域に入城するその他の旅客に酒類を提供する施設として政令で定めるところにより沖縄県知事の指定を受けた施設の経営者が、当該施設において客の飲用に供する目的でウイスキー類（酒税法第三条第九号に規定する酒類をいい、政令で定めるところにより、大蔵大臣の定める数量の範囲内において沖縄県知事が定めた割当てを受けて数量の範囲内のもの

1

で定めるところにより、当該引取りに係る酒を輕減する。
税務署長又は税関長は、第一項の規定の適用を受ける課税物品（酒類、砂糖類、揮発油又は品税法第一条に規定する物品）をこの法律の施行の日から起算して年以内に保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、当該課税物品を保稅地域から引き取らうとする者にし、政令で定めるところにより、当該課税物品が同項の規定の適用を受ける物品である旨を示すべきことを命ずることができる。
前項の命令を受けた者は、同項の課税物品の製造場から移出し又は保税地域から引き取る場合に、当該課税物品又は当該課税物品の蓋若しくは包装の見やすい箇所に同項の表示しなければならない。
第一項第一号又は第五号の指定を受けようとする者は、当該製造場に係る製造設備の能力その他の政令で定める事項につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。
第一項第一号又は第五号の指定を受けた者を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けなければならない。

沖縄県の区域内にある酒場、料理店その他これらに類する施設のうち、主として外国為替及外國貿易管理法第六条第一項第六号に規定する非居住者又は当該区域に入城するその他の旅に酒類を提供する施設として政令で定めるとより沖縄県知事の指定を受けた施設の経営者が、当該施設において客の飲用に供する目でウイスキー類（酒税法第三条第九号に規定する酒類をいい、政令で定めるところにより、蔵大臣の定める数量の範囲内において沖縄県事が行なう割当てを受けて了数量の範囲内のもの

2

八十二条 前条第一項の規定により内国消費税（酒税、砂糖消費税、揮发油税、地方道路税又は物品税をいう。以下この節において同じ。）は物品税をいう。

軽減又は免除を受けた課税物品（当該免除を受けた砂糖類を原料として製造した菓子その他の砂糖類以外の飲食物で政令で定めるもの（以下この項において「菓子等」という。）を含む。）を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積込みをした者を当該課税物品（当該菓子等を積み込む場合には、これに含まれているしよ糖の重量に相当する重量の政令で定める砂糖。（以下この項において同じ。）の製造者と、当該積込みの場所を当該課税物品の製造場とみなして、その積込みの時に当該課税物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税にに関する法令の規定を適用する。この場合において、当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、同条第一項の規定により軽減され又は免除された内国消費税に相当する金額（当該課税物品が次条の規定の適用を受けたものである場合には、当該金額から同条の規定により課された、又は課されるべき内国消費税に相当する金額を控除した金額）とする。

前条第三項の規定の適用を受けて酒類を保稅地域から引き取つた者が、当該酒類を同項の用途以外の用途に供し、又は譲り渡した場合に

税務署長は、第一項第一号又は第五号の指定を受けた者が前項の承認を受けないで同項の確認に係る事項を変更した場合には、その指定を取り消すことができる。

第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は料料に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の罰金刑を科する。

三

十一條 前条第一項の規定により内國消費税、内國消費税、砂糖消費税、押発油税、地方道路税又は物品税をいう。以下この節において同じ。)の減又は免除を受けた課税物品(当該免除を受けた砂糖類を原料として製造した菓子その他の船類以外の飲食物で政令で定めるもの(以下この項において「菓子等」という)を含む)を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移する目的で船舶又は航空機に積み込む場合に、その積込みをした者を当該課税物品(当該該積込みの場所を当該課税物品の製造場とみし、その積込みの時に当該課税物品をその製場から移出したものとみなして、内國消費税を課す法の規定を適用する。この場合には、当該金額から同条の規定により課された内國消費税に相当する金額が次条の規定の適用を受けたものである。又は課されるべき内國消費税に相当する額を控除した金額)とする。

前条第三項の規定の適用を受けて酒類を保稅域から引き取つた者が、当該酒類を同項の用に供し、又は譲り渡した場合に

り消すことができる。
第五項の規定に違反した者は、十万円以下の
金又は料に処する。
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
用人その他の従業者が、その法人又は人の業
又は財産に關して前項の違反行為をしたとき
行為者を罰するほか、その法人又は人に対
て同項の罰金刑を科する。

は、その者を酒類製造者と、同項の施設を当該酒類の製造場とみなし、その用途以外の用途に供し又は譲り渡した時に当該酒類をその製造場から移出したものとみなして、酒税法の規定を適用する。この場合において、当該酒類に課されるべき酒税の額は、同項の規定により軽減されるべき酒税の額とする。

3 前二項の規定により課税物品の製造者とみなされる者が提出すべき酒税法第三十条の二第一項、砂糖消費税法第十条第一項、揮発油税法第十四条第一項、地方道路税法(昭和三十年法律第百四分)第七条第一項又は物品税法第二十九条第二項の規定による申告書は、これらの規定にかかわらず、第一項の規定に該当する場合には同項の積込みをした課税物品を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域に向けて移出する時までに、前項の規定に該当する場合には同項の規定によりその製造場から移出したものとみなされた日から起算して五日以内に、それぞれ提出しなければならない。ただし、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該申告書の提出期限は、当該税務署長の指定した日とする。

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品(第八十五条第一項に規定する指定物品をいう)で政令で定めるところによる税の税率でこの法律の施行の際に輸入されたもの(次条において「沖縄の関税率」という)に比し著しく高くなるものと所持する者がある場合は、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、その税を軽減し、又は免除する。

一 その輸入の許可の日の翌日から起算して一年以内に、税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある製造工場において政令で定める物の製造に使用されかつ、その製造が終了する原料品で政令で定めるもの

二 沖縄県の区域内において主として小規模企業者により營まれている製造業の製品のうち政令で定めるものの製造に使用される原料品で政令で定めるもの(政令で定める数量の範囲

内において主務大臣の行なう割当てを受けた

して、内国消費税を課する。この場合におい

て、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一 当該指定物品については、この法律の施行の日における関税及び内国消費税に関する法令(この法律を除く)の規定により計算した

関税及び内国消費税の額の合計額からこれら

の法令に相当する沖縄法令の規定により計算したこれらの税に相当する税の額を控除した金額に相当する金額

二 当該課税物品にあつては、当該変更又は廃止があつた日に、当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した金額に相当する金額

三 当該課税物品にあつては、当該区域に適用されたいた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額

(関税等に関する特例)

第八十三条 その輸入につき課される関税の税率が、沖縄のこれに相当する税の税率でこの法律の施行の際に輸入されたもの(次条において「沖縄の関税率」という)に比し著しく高くなる

法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額

該区域に適用されたいた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額

第八十四条 その輸入につき課される関税の税率が、沖縄のこれに相当する税の税率でこの法律の施行の際に輸入されたもの(次条において「沖縄の関税率」という)に比し著しく高くなる

法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額

4 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十三条第三項から第七項までの規定は第一項第一号の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、同法第二十条の二第二項及び第三項の規定は第一項第一号又は第二項の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と、「用途以外」とあるのは「用途(政令で定めるところにより税関長の承認を受けた用途を含む)」以外と、「特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税」とあるのは「用途(政令で定めるところにより税関長の承認を受けた用途を含む)」以外と、「特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税」とあるものとする。

第一項の規定により税関長の承認を受けたものは、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、その税を軽減し、又は免除する。

一 その輸入の許可の日の翌日から起算して一年以内に、税関長の承認を受けた沖縄県の区域内において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に關する措置の変更若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けたいた課税物品を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において

当該製品の製造者が、その受けた数量の範囲内で輸入し、かつ、当該区域において当該製造のため使用するものに限る。)

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第六項に規定する電気事業者が税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石油で政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

3 関税定率法第二十条の二第二項及び第三項の規定により関税を軽減し、又は免除を取り消すことができる。

4 関税定率法第二十条の二第二項及び第三項の規定により関税を軽減又は免除と、「特

別に規定する場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税」とあるのは「軽減又は免除を受けた関税」と読み替えるものとする。

3 第一項第二号の主務大臣の行なう割当てでは、政令で定めるところにより、沖縄県知事に行なわれることができる。

ものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

2 税関長は、承認卸売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

3 関税定率法第二十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税」とあるのは「軽減又は免除を受けた関税」と読み替えるものとする。

2 税関長は、承認卸売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

3 関税定率法第二十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税」とあるのは「軽減又は免除を受けた関税」と読み替えるものとする。

2 税関長は、承認卸売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

2 前条第一項の規定は、承認小売業者について準用する。この場合において、同項中「関税」とあるのは、「関税又は内国消費税」と読み替えるものとする。

第八十六条 この法律の施行の際沖縄県の区域内にある物品のうち、沖縄の関税関係法令等の規定により課された、又は課されるべき税の額が、当該物品をこの法律の施行の日以後に当該区域以外の本邦の地域に輸入するものとした場合に課されることとなる関税及び内国消費税の額に比し著しく低い物品で政令で定めるものが、同日から起算して一年以内に当該地域へ移出される場合には、政令で定めるところにより、当該移出を輸入とみなして、関税法その他の税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該物品に対し課されるべき関税の額は、当該移出の時に適用されている本邦の関税法等（沖縄の生産に係る物品にあっては、内国消費税に関する法令）の規定（この法律の規定を除く。）により計算した関税及び内国消費税の額の合計額から沖縄の関税関係法令等（沖縄の生産に係る物品にあっては、内国消費税に関する法令）の規定により計算される法令に相当する沖縄法の規定により計算したこれらの税に相当する税の額の合計額を控除した金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第八十七条 偽りその他不正の行為により第八十五条第一項の規定による関税又は内国消費税の払戻しを受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の違反行為については、関税法第一百十条の規定は、適用しない。

3 第一項の犯罪に係る関税又は内国消費税の払戻金に相当する金額の三倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこそ当該払戻金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

2 前条第一項の規定は、承認小売業者について準用する。この場合において、同項中「関税」とあるのは、「関税又は二十万円以下の罰金に処する。」

2 前条第一項の規定は、二十万円以下の罰金に処する。

4 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三条第四項において準用する関税定率法第十三条第六項の規定に違反した者

二 第八十三条第四項又は第八十四条第三項において準用する関税定率法第二十条の二第二項の規定に違反した者

三 第八十三条第六項の規定に違反した者

4 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三条第六項の規定に違反した者

2 前条第一項の規定は、二十万円以下の罰金に処する。

3 前条第一項の規定は、二十万円以下の罰金に処する。

4 前条第一項の規定は、二十万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

6 関税法第十一章の規定は第一項及び前二項の犯則事件（関税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十六条の規定は第一項及び前項の犯則事件（内国消費税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、それぞれ準用する。

（国税に関する経過措置等についての政令への委任）

第七十八条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、国税（関税、とん税及び特別とん税を含む。以下この条において同じ。）に関する法令の沖縄への適用についての経過措置、課税の軽減又は免除に関する特例を定めている沖縄法の規定に相当する本土法の規定がない場合

第九十条 この法律の施行の日において沖縄県の区域内に所在する国有の財産のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第二項の規定に基づきアメリカ合衆国から譲渡を受けた財産で政令で定めるもの及び公用又は公共の用に供される政令で定めるその他の財産については、政令で定めるところにより、関係地方公共団体に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

第九十一条 国は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、政令で定めるところにより、その者が政令で定める用途に供する金地金（大蔵大臣がその定める数量の範囲内において行なう割当てを受けた数量の範囲内のものに限る。）を時価より低い価格で充ては受益させることができる。

（金地金の充てはの特例）

第九十二条 国は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、政令で定めるところにより、その者が政令で定める用途に供する金地金（大蔵大臣がその定める数量の範囲内において行なう割当てを受けた数量の範囲内のものに限る。）を時価より低い価格で充ては受益させることができる。

（外國投資家に係る株式の所有の認可等）

第九十三条 この法律の施行の際外資に関する法律（昭和二十五年法律第六百六十三号）第三条第一項第三号に規定する技術援助契約でその期間及びその対価の支払期間のうちこの法律の施行の日以後の期間が一年を超えるものを沖縄居住者（同日において沖縄に住所又は居所を有する個人及び沖縄に主たる事務所を有する法人その他の主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）との間ににおいて締結している同項第一号に規定する外國投資家（以下この条において「外國投資家」という。）及びその相手方は、当該技術援助契約を同日以後六月を超える間継続しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六月以内に申請して、当該継続について主務大臣の認可を受けなければ

六十二号）第十二条の規定により税關貨物取扱

人の業務に從事することを許可された者（次号において「税關貨物取扱人」という。）で、沖縄の復帰による当該業務の量の減少に伴い、その営む当該業務を廃止することとなるもの（次項において「廃止業者」という。）

二 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

三 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

四 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

五 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

六 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

七 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

八 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

九 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

十 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

十一 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

十二 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

十三 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

十四 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

十五 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

十六 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

十七 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

十八 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

十九 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

二十 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

二十一 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

二十二 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

二十三 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

二十四 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

二十五 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

二十六 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

二十七 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

二十八 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

二十九 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

三十 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

三十一 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

三十二 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

三十三 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

三十四 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

三十五 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

三十六 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

三十七 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの

渡すことができる。

三 沖縄県の区域内に所在する国有の財産のうち、この法律の施行の際琉球政府、沖縄の市町村その他の法人又は個人が使用し、又は収益する

ことの認められている財産で、國が琉球政府の事務若しくは事業を承継する者、沖縄の市町

村その他の法人に相当する者又は當該個人（これら者の者の一般承継人を含む。）に引き続き使

用させ、又は収益させるものについては、前二項の規定の適用を受ける場合を除き、政令で定め

る期間内は、從前と同一の条件で使用させ、又

ることを認めている財産で、國が琉球政府の事務若しくは事業を承継する者、沖縄の市町

村その他の法人に相当する者又は當該個人（これら者の者の一般承継人を含む。）に引き続き使

昭和四十六年十二月三十日 衆議院会議録第一号(二) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案

第五節 文部省關係

2 この法律の施行の際沖縄法人（沖縄法令により設立された法人をいう。以下この条において「ならぬ」。

(第五節 文部省關係)
（沖縄の学校その他の教育機関に関する経過措置）

3 中雖私学共済組合法の規定により取得した長期間とみなす。

組合員は、組合員の貢献の度合に応じて年金を支給する。期間に限る。)は、私学共済組合法の適用については、その者の私学共済組合の組合員であつた

全部が消滅しているもの（この法律の施行の際は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）による保護を受けているものを除く。）については、著作権法に規定する規定は適用しない。

第三条第一項第四号に規定する持分をいう。次項において同じ。)、沖縄法人の発行した社債又

法(一千九百五十九年法律第二号)の規定によると、設置されている学校又は各種学校は、政令で定めることと/orにより、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による学校又は各種学校

期給付を受ける権利は、私学共済組合法の相当規定により取得した長期給付を受ける権利とみなす。

最初に沖縄において発行された著作物でこの法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権の一部が消滅しているもの（この法律の施行の際著作権法による保護を受けているものを除く。）について、著作権法中その消滅した権利に相

償還の日までの期間が一年以下であるものの、他当該社債又は貸付金債権の取得が外國為替及び外國貿易管理法に基づく命令の規定の適用に該するもの。

となるものとする。
2 この法律の施行の際琉球政府又は教育区の設置する学校その他の教育機関（沖縄法令の規定による琉球大学及び琉球大学短期大学部を除く。）は、それぞれ沖縄県又は当該教育区と区域区分する。

4 第二項の規定により私学共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、私学共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中私学共済組合の組合員として損金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮し

3 著作権法による保護を受けているものを除く。については、著作権法中その消滅した権利に相当する著作権による保護を受けているものを除く。著作権法の施行前に最初に沖縄において発行された沖縄の著作権法の著作物である実演又はレコードでこの法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存するもの（この法律の施行の際著作権法による保護を受けているものを除く。）については、著作権法第七条及び第八条並

る間引き統いて所有しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六ヶ月以内に申請して、当該所有について主務大臣の認可を受けなければならない。

(沖縄の学校の卒業者の卒業資格等)
第九十五条 沖縄の学校教育法による小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校若しくは養護学校を卒業し、又はこれらの学校の課程を修了した者は、学校若しくは修業年限の一部を修了した者は、学校教育法による相当の学校を卒業し、又はこれと

て、その一部を減額することができる。
前項に定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る私学共済組合法による長期給付の受給資格及び給付額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかるわらず、政令で特別の定めをすることができる。

4 隣接権の存続期間は、沖縄の著作権法によるところによれば、著作者の死後五十年である。この法律の施行前に既に死んだ著作者の権利は、その権利が存続する限り、権利者としての権利を有するものとされる。したがって、この権利は、権利者が死んだ後も存続する。しかし、この権利が存続する限り、権利者が死んだ後も存続する。したがって、この権利は、権利者が死んだ後も存続する。

又は持分の所有に係るものに限る)の申請をいたした外国投資家が当該申請の時において当該株式又は持分の所有により沖縄法人を実質的に支配しているものとして主務省令で定める者に該当する。

2 一部を修了した者とみなす
昭和十一年一月二十九日から沖縄の学校教育法の施行の日の前日までの間に沖縄に存在した学校で学校教育法第一条に規定する学校における教育に相当する教育を行なつたものを卒業した者とみなす

ついては、なお從前の例による。

一 この法律の施行の日前に生した組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準給与に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項

これらの著作権の存続期間のうちこの法律の施行の日において残存する期間（その期間の満了する日が著作権法の施行の日から起算して二十年を経過する日後の日であるときは、その二十年を経過する日までの間）とする。

第一項又は第二項の規定による認可を受けた外國投資家について準用する。

第九十六条 沖縄私学共済組合の組合員であつた者は、沖縄私学共済組合の組合員であつた者と、その者の沖縄私学共済組合の組合員であつた期間は、私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。前項の規定により私学共済組合の組合員であつた者は、

2 三万円以下の罰金に処する。
外資に関する法律第二十九条の規定は、前項
の違反行為について準用する。

つた者とみなされた者につき、沖縄私学共済会
合法附則第十八項の規定により沖縄私学共済会
会の組合員であつた期間に算入された期間（沖

三

「醫師」とあり、同法第八条、第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十三条第一項中「醫師、歯科醫師」とあり、同法第十一条中「医師」とあり、同法第六十九条第一項第四号、第二項及び第三項中「医師又は歯科醫師」とあるのは、それぞれ「介護士」とする。

まで並びに前項後段の規定は、介輔が公衆又は特定多数人のため往診のみによつてその業務を行なう場合に準用する。この場合において、次句に読み替えるものとする。

第六十九条第一項から第三
若しくは第六項

第七十三条第一項 第五条第二項

8 沖縄法令の規定により行なつた第六項に規定する場所に係る届出は、同項の規定により診療所とみなされた場所について医療法の相当規定により行なつた届出とみなす。

第九項に規定する場所については、医療法第

10 三条第一項の規定にかかわらず、介護診療所又はこれに類する名称を附けることができる。
政令で定める法律の規定（当該規定が罰則である場合及び当該規定に違反する行為につき罰則が設けられている場合を含む。）の適用については、介護^はは、医師とみなし、第六項に規定す

第一百一条 歯科介輔⁽¹⁾（この法律の施行の際沖縄法
令による歯科介輔⁽²⁾である者をいう。以下この条

(社会福祉事業法等に関する特例)
第一百三条 昭和四十九年三月三十一日までの間に
おいては、沖縄県の区域内の市及びその長は、
社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五
号)、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四
号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四
号)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三
号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二
百八十三号)及び精神弱者福祉法(昭和三十
五年法律第三十七号)の規定の適用について
は、それぞれ町村及び町村長とみなす。

(厚生年金保険法等に関する特例等)
第二百四条 沖縄の厚生年金保険法(千九百六十八
年立法第百三十六号)による被保険者であつた
期間(昭和四十五年一月一日以後の期間に限る
ものとし)、同立法による脱退手当金の計算の基
礎となつた期間を除く。は、当該被保険者の種

により准看護婦試験を受け、これに合格したこ
とに同立法による准看護婦となつてゐる者は、
第二項の規定により免許を受けた准看護婦
とみなす。
6 第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲
役又は一万円以下の罰金に処する。
7 立法第百四十九号附則第十一条第一項の規定
により届出をした者は、昭和四十九年二月二十
四日までは、保健助産婦看護婦法第三十二条
の規定にかかわらず、沖縄県の区域において、
同法第六条に規定する業をすることができる。

8 前項に規定する者については、保健助産婦
看護婦法第十四条第二項、第四項及び第五項
(後段を除く)、第十五条第二項から第五項ま
で、第三十七条並びに第四十四条の規定を準用
する。この場合において、次の表の上欄に掲げ
る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも
のとする。

第十一条第一項	都道府県知事	沖縄県知事
第十二条第一項	免許を取り消す	業務を禁止する
第十三条第一項	再免許を与える	業務を禁止し
第十四条第一項	取消処分	禁止処分
第五項、第三項及び 第四項	その禁止処分を取り消す	その禁止処分を取り消す
第十五条第一項	都道府県知事	沖縄県知事
第十四条第二項	第三十五条から第三十八条まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する特例) 法律第二百二十二条第八項において準用する 第三十七条

2 社会福祉事業法第十三条第七項及び第八項の
規定は、前項の規定により町村とみなされた市
がこの法律の施行の日において福祉に関する事
務所を設置する場合の当該設置については、適
用しない。

3 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
の規定により取得した年金たる保険給付又は年
金たる給付を受ける権利は、政令で定めるところ
により、厚生年金保険法又は国民年金法の相
当規定により取得した年金たる保険給付又は年
金たる給付を受ける権利とみなす。

4 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
による被保険者であつた者その他政令で定める
者に係る厚生年金保険法、船員保険法又は国民
年金法による老齢年金等の受給資格及び通算老
齡年金の額その他のこれらの法律に規定する事項
については、これらの法律、厚生年金保険及び
船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)
及び通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八
十一号)の規定にかかわらず、政令で特別の定
めをすることができる。

5 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
による次に掲げる事項については、なお従前の
例による。

2 (農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措
置)
第七節 農林省関係
第三章 この法律の施行の日の属する月の月に係
る保険料に関する事項
一 この法律の施行の日の属する月の月に係
る保険料に関する事項
二 (農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措
置)
第百五条 次の各号に掲げる者は、農業委員会等
に因する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第
十一条において準用する公職選挙法(昭和二十
五年法律第百号)第十一条第一項の規定の適用
については、それぞれ、同項第二号、第三号又
は第四号に掲げる者とみなす。
一 沖縄法令の規定(第二十五条第一項の規定
によりなおその効力を有することとされる沖
縄法令の規定を含む。以下この条において同
じ。)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその
執行を終わるまでの者
二 沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に
処せられるその執行を受けることがなくなるま
での者(刑の執行猶予中の者を除く。)
三 選舉に因する沖縄法令の規定の罪を犯し禁
錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の
者
2 (農林共済組合法に関する特例等)
第六節 農林共済組合法に関する特例等
第三章 この法律の施行の日前に生じた被保険者の
なつた者につき沖縄農林共済組合の成立の時にその組合員と

ただし、それぞれ当該種別に相当する厚生年
金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)によ
る被保険者であつた期間とみなす。ただし、同
立法による第三種被保険者であつた期間(この
法律の施行の際同立法による年金たる保険給付
を受けた権利を有する者の当該保険給付の額の
計算の基礎となる期間を除く。)は、船員保険法
(昭和十四年法律第七十三号)による老齢・疾病・
脱退又は死亡に因する保険給付(葬祭料を除
く。)については、同法第十七条の規定による被
保険者であつた期間とみなす。
2 沖縄の国民年金法(千九百六十八年立法第百
三十七号)による被保険者であつた期間(昭和
四十五年四月一日以後の期間に限る。)、保険料
納付済期間又は保険料免除期間は、それぞれ国
民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に
による被保険者であつた期間、保険料納付済期間
又は保険料免除期間とみなす。
3 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
の規定により取得した年金たる保険給付又は年
金たる給付を受ける権利は、政令で定めるところ
により、厚生年金保険法又は国民年金法の相
当規定により取得した年金たる保険給付又は年
金たる給付を受ける権利とみなす。

4 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
による被保険者であつた者その他政令で定める
者に係る厚生年金保険法、船員保険法又は国民
年金法による老齢年金等の受給資格及び通算老
齡年金の額その他のこれらの法律に規定する事項
については、これらの法律、厚生年金保険及び
船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)
及び通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八
十一号)の規定にかかわらず、政令で特別の定
めをすることができる。

5 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
による次に掲げる事項については、なお従前の
例による。

2 資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の
変更に関する事項
二 この法律の施行の日前の期間に係る標準報
酬に関する事項
三 この法律の施行の日の属する月の月分の
年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は
同日においてまだ支給していない一時金たる
保険給付若しくは一時金たる給付に因する事
項
四 この法律の施行の日の属する月の月に係
る保険料に関する事項
五 第七節 農林省関係
第三章 この法律の施行の日の属する月の月に係
る保険料に関する事項
一 この法律の施行の日の属する月の月に係
る保険料に関する事項
二 (農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措
置)
第百五条 次の各号に掲げる者は、農業委員会等
に因する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第
十一条において準用する公職選挙法(昭和二十
五年法律第百号)第十一条第一項の規定の適用
については、それぞれ、同項第二号、第三号又
は第四号に掲げる者とみなす。
一 沖縄法令の規定(第二十五条第一項の規定
によりなおその効力を有することとされる沖
縄法令の規定を含む。以下この条において同
じ。)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその
執行を終わるまでの者
二 沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に
処せられるその執行を受けることがなくなるま
での者(刑の執行猶予中の者を除く。)
三 選舉に因する沖縄法令の規定の罪を犯し禁
錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の
者
2 (農林共済組合法に関する特例等)
第六節 農林共済組合法に関する特例等
第三章 この法律の施行の日前に生じた被保険者の
なつた者につき沖縄農林共済組合の成立の時にその組合員と

別に応じ、それぞれ当該種別に相当する厚生年
金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)によ
る被保険者であつた期間とみなす。ただし、同
立法による第三種被保険者であつた期間(この
法律の施行の際同立法による年金たる保険給付
を受けた権利を有する者の当該保険給付の額の
計算の基礎となる期間を除く。)は、船員保険法
(昭和十四年法律第七十三号)による老齢・疾病・
脱退又は死亡に因する保険給付(葬祭料を除
く。)については、同法第十七条の規定による被
保険者であつた期間とみなす。
2 沖縄の国民年金法(千九百六十八年立法第百
三十七号)による被保険者であつた期間(昭和
四十五年四月一日以後の期間に限る。)、保険料
納付済期間又は保険料免除期間は、それぞれ国
民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に
による被保険者であつた期間、保険料納付済期間
又は保険料免除期間とみなす。
3 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
の規定により取得した年金たる保険給付又は年
金たる給付を受ける権利は、政令で定めるところ
により、厚生年金保険法又は国民年金法の相
当規定により取得した年金たる保険給付又は年
金たる給付を受ける権利とみなす。

4 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
による被保険者であつた者その他政令で定める
者に係る厚生年金保険法、船員保険法又は国民
年金法による老齢年金等の受給資格及び通算老
齡年金の額その他のこれらの法律に規定する事項
については、これらの法律、厚生年金保険及び
船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)
及び通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八
十一号)の規定にかかわらず、政令で特別の定
めをすることができる。

5 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
による次に掲げる事項については、なお従前の
例による。

2 資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の
変更に関する事項
二 この法律の施行の日前の期間に係る標準報
酬に関する事項
三 この法律の施行の日の属する月の月分の
年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は
同日においてまだ支給していない一時金たる
保険給付若しくは一時金たる給付に因する事
項
四 この法律の施行の日の属する月の月に係
る保険料に関する事項
五 第七節 農林省関係
第三章 この法律の施行の日の属する月の月に係
る保険料に関する事項
一 この法律の施行の日の属する月の月に係
る保険料に関する事項
二 (農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措
置)
第百五条 次の各号に掲げる者は、農業委員会等
に因する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第
十一条において準用する公職選挙法(昭和二十
五年法律第百号)第十一条第一項の規定の適用
については、それぞれ、同項第二号、第三号又
は第四号に掲げる者とみなす。
一 沖縄法令の規定(第二十五条第一項の規定
によりなおその効力を有することとされる沖
縄法令の規定を含む。以下この条において同
じ。)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその
執行を終わるまでの者
二 沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に
処せられるその執行を受けることがなくなるま
での者(刑の執行猶予中の者を除く。)
三 選舉に因する沖縄法令の規定の罪を犯し禁
錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の
者
2 (農林共済組合法に関する特例等)
第六節 農林共済組合法に関する特例等
第三章 この法律の施行の日前に生じた被保険者の
なつた者につき沖縄農林共済組合の成立の時にその組合員と

別に応じ、それぞれ当該種別に相当する厚生年
金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)によ
る被保険者であつた期間とみなす。ただし、同
立法による第三種被保険者であつた期間(この
法律の施行の際同立法による年金たる保険給付
を受けた権利を有する者の当該保険給付の額の
計算の基礎となる期間を除く。)は、船員保険法
(昭和十四年法律第七十三号)による老齢・疾病・
脱退又は死亡に因する保険給付(葬祭料を除
く。)については、同法第十七条の規定による被
保険者であつた期間とみなす。
2 沖縄の国民年金法(千九百六十八年立法第百
三十七号)による被保険者であつた期間(昭和
四十五年四月一日以後の期間に限る。)、保険料
納付済期間又は保険料免除期間は、それぞれ国
民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に
による被保険者であつた期間、保険料納付済期間
又は保険料免除期間とみなす。
3 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
の規定により取得した年金たる保険給付又は年
金たる給付を受ける権利は、政令で定めるところ
により、厚生年金保険法又は国民年金法の相
当規定により取得した年金たる保険給付又は年
金たる給付を受ける権利とみなす。

4 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
による被保険者であつた者その他政令で定める
者に係る厚生年金保険法、船員保険法又は国民
年金法による老齢年金等の受給資格及び通算老
齡年金の額その他のこれらの法律に規定する事項
については、これらの法律、厚生年金保険及び
船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)
及び通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八
十一号)の規定にかかわらず、政令で特別の定
めをすることができる。

5 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法
による次に掲げる事項については、なお従前の
例による。

の規定によりその組合員であつた期間とみなされた期間（昭和二十一年一月二十九日以後の期間に限る。）のうちその成立の際まで引き続いている期間は、農林共済組合法（第二十一条を除く。）の適用については、農林共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3 沖縄農林共済組合法の規定により取得した年金たる給付を受ける権利は、農林共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、農林共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中農林共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。

5 前項に定めるもののほか、沖縄農林共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る農林共済組合法による退職年金等の受給資格及び通算退職年金の額その同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

6 この法律の施行の日前に生じた組合員又は任意継続組合員の資格の取得及び喪失に関する事項については、なお従前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた組合員又は任意継続組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準給与に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日ににおいてまだ支給していらない一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

（農業者年金基金法に関する特例）

第百七条 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

4 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

5 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

6 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

7 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

8 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

9 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

10 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

11 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

12 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

13 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

14 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

15 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

16 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

17 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

18 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

19 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

20 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

21 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

22 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

23 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

24 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

25 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

26 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

27 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

28 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

29 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

30 沖縄県の区域内に住所を有する者に係る特例

九年七月一日以後この法律の施行の日の前日ま

り最初に行なわれる農業委員会の委員の選挙に

より農業委員会を成立する日までは、第四項の

規定の適用については、同項中「農業委員会」と

あるのは、「市町村長」とする。

（種苗の登録名称使用に関する特例）

第百九条 沖縄において、昭和四十六年六月十六

日以前からこの法律の施行の日まで継続して、

他人がこの法律の施行の際農産種苗法（昭和二

十二年法律第百十五号）第七条の規定による登

録を受け又は当該登録の出願をしている種苗の

名称を使用して、業として当該種苗の販売をして

いる者は、この法律の施行後（この法律の施

行の際他人が当該登録の出願をしている場合に

あつては、その出願に係る当該登録の後）も、

農産種苗法第十条第一項の規定にかかわらず、

沖縄県の区域内に限り、当該登録に係る種苗の

名称を使用して、業として当該種苗の販売をする

ことができる。その者の一般承継人についても、同様とする。

（食糧管理法に関する特例等）

第百十条 沖縄県の区域内においては、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条、第四条ノ二及び第八条ノ二から第八条ノ六までの規定並びに同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定に同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の間、適用しない。

（食糧管理法に関する特例等）

第百十一条 政府は、当分の間、予算の範囲内に

おいて、沖縄県の区域の全部又は一部をその地

区とする農業協同組合で、政令で定めるところ

で政令又は農林省令で指定するものは、当分の

間、適用しない。

（食糧管理法に関する特例等）

第百十二条 沖縄県の区域内においては、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条、第四条ノ二及び第八条ノ二から第八条ノ六までの規定並びに同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定に同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の

間、適用しない。

（食糧管理法に関する特例等）

第百十三条 沖縄県の区域内においては、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条、第四条ノ二及び第八条ノ二から第八条ノ六までの規定並びに同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定に同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の

間、適用しない。

（食糧管理法に関する特例等）

第百十四条 沖縄県の区域内においては、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条、第四条ノ二及び第八条ノ二から第八条ノ六までの規定並びに同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定に同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の

間、適用しない。

（食糧管理法に関する特例等）

第百十五条 沖縄県の区域内においては、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条、第四条ノ二及び第八条ノ二から第八条ノ六までの規定並びに同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定に同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の

間、適用しない。

（食糧管理法に関する特例等）

第百十六条 沖縄県の区域内においては、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条、第四条ノ二及び第八条ノ二から第八条ノ六までの規定並びに同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定に同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の

間、適用しない。

（食糧管理法に関する特例等）

第百十七条 沖縄県の区域内においては、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条、第四条ノ二及び第八条ノ二から第八条ノ六までの規定並びに同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定に同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の

間、適用しない。

（食糧管理法に関する特例等）

第百十八条 沖縄県の区域内においては、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条、第四条ノ二及び第八条ノ二から第八条ノ六までの規定並びに同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定に同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の

間、適用しない。

（食糧管理法に関する特例等）

第百十九条 沖縄において、昭和四十六年六月十六

日以前からこの法律の施行の日まで継続して、

他人がこの法律の施行の際農産種苗法（昭和二

十二年法律第百十五号）第七条の規定による登

録を受け又は当該登録の出願をしている場合に

あつては、その出願に係る当該登録の後）も、

農産種苗法第十条第一項の規定にかかわらず、

沖縄県の区域内に限り、当該登録に係る種苗の

名称を使用して、業として当該登録の出願をして

いる者は、この法律の施行後（この法律の施

行の際他人が当該登録の出願をしている場合に

19

次に製造に就いては、法律において米穀の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買入された米穀の買入価格（その者が輸入した米穀については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸掛の額を加えて得た額）に相当する額をそれぞれ基準とし、この法律の施行

り定められる麥の標準完渡価格を以て、次項において同じ。)の変化の状況を勘酌して、農林大臣が定める。

前項の一定期間の経過後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により完り渡す場合におけるその完渡しに係る同条第二項の標準完渡価格は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その期間の満了の時にその額が麥の本土標準完渡価格に一致することとなるように、その額をこれに漸次近づけることを旨として、農林大臣が定める。

い。

第百六十六条 第百四十四条の規定による検査を違反して契約をし、又は対価を支払い、若しくは受領した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避した者は、三万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前二項の違反行為をしたときは、行

者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている」とあるのは、「沖縄においてその発明の実施である事業をしていた者又はその事業の準備をしていた者は、その実施又は準備をしていた」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する特許権についての通常実施権は、この法律の施行の日に発生したものとみなす。

前項の規定により通常実施権を有する者以外の者であつて、沖縄において昭和四十六年六月十六日（第二百二十一條及び第二百二十二条において「基準日」という。）以前からこの法律の施行の

第百十二条 この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により充り渡す場合（飼料用米穀として充り渡す場合を除く。）におけるその充渡しの価格は、同条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、飯用米穀として充り渡す場合にあつては、

の標準完渡価格は、同条第三項の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、沖縄において麦の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に貰い入れた麦の買入価格（その者が輸入した麦については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸掛の額を加えて得た額）に相当する額を基準とし、この法律の施行後に

3 前項の規定により職員が立入検査をする場合
には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人
に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
らの者の事務所、事業場、倉庫その他必要な場
所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を
検査させることができる。

2 に沖縄において生産され、又は輸入された物について、その物が引き続き沖縄県の区域内にある場合に限る。

る米穀については、政令で定めるところにより、稻作振興法(一千九百六十五年立法第五十七号)第十五条第二項の規定に基づき定められた沖繩産米穀の買入基準価格でこの法律の施行の際適用されているものに相当する額を基準とし、この法律の施行後における米穀の本土買入価格(食糧管理法第三条第二項の規定により定められる米穀の買入れの価格をいう。以下この項目において同じ。)の変化の状況を参考して、当該一定期間の経過後政令で定める一定年間に生産される米穀については、その期間の満了の時に、その額が、その品質が沖繩産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格に相当するものとなるよう、その額をこれに漸次近づけることを旨として、その期間の経過後に生産される米穀については、その品質が沖繩産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格を基準として、それぞれ農林大臣が定める。

後における米穀の本土壳渡価格（食糧管理法第
四条第二項の規定により定められる米穀の壳渡
しの価格をいいう。次項において同じ。）の変化の
状況を参照して、農林大臣が定める。
前項の一定年間の経過後政令で定める一定年
間に、沖縄県の区域において消費される米穀を
食糧管理法第四条第一項の規定により壳り渡す
場合（飼料用米穀として壳り渡す場合を除く。）
におけるその壳渡しの価格は、同条第二項の規
定にかかるらず、政令で定めるところにより、
その期間の満了の時にその額が米穀の本土壳渡
価格に一致することとなるように、その額をここ
れに漸次近づけることを旨として、農林大臣が
定める。

この法律の施行後政令で定める一定年
間に、沖縄県の区域において消費される麦を
食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により壳り
渡す場合におけるその壳渡しに係る同条第二項
の規定

第一百四十四条 沖縄県の区域内にある米穀の売買取引については、米穀の販売の業務を営む者は、この法律の施行後政令で定める期間内は、当該区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合におけるその売渡しの価格及びその売渡しに係る米穀を当該区域において販売するのに要する標準的な費用の額を參照して農林大臣が定める価格をこえる価格により、契約をし、又は対価を支払い、若しくは受領してはならない。ただし、当該区域をその地区の全部又は一部とする農業協同組合が沖縄産米穀をその生産者から買い入れる場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

第一百五十五条 農林大臣は、第一百十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、米穀の生産者又は米穀若しくは米の販売、加工、製造、運送若しくは保管を業とする者に対しして必要な事項の報告を求め、又はその識貫に、これ

為者を罰するほか、その法人又は人に対し、
当該各項の罰金刑を科する。

(森林国営保険法の適用延期)

第一百七十三条 沖縄県の区域内にある森林について
は、森林国営保険法(昭和十二年法律第二十五
号)は、この法律の施行の日から起算して三年
間は、適用しない。

(海区漁業調整委員会の委員の選舉権等に関する
経過措置)

第一百八十二条 第五百条各号に掲げる者は、漁業法
(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十一条
第一項の規定の適用については、同項第二号に
掲げる者とみなす。

第八節 通商産業省関係

(特許法に關する特例)

第一百九十九条 この法律の施行前にした特許出願に
係る特許権の効力は、この法律の施行の際沖縄
にある物こまゝ及ばない。たゞし、特許出願後

昭和四十六年十二月三十日 衆議院会議録第二号(一) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案

(以下この項において「発明実施者」という。)は、願に係る発明の実施である事業をしていたものとの実施をしていた発明及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法(千九百六十一年立法第七十六号)の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該特許出願に係る発明の実施である事業をしており、かつ、発明実施者がその事実を知りながら当該事業を開始したとき(発明実施者が当該特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は当該特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をしてした者から知得した者である場合を除く。)は、

2 準備をしていた」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する意匠権についての通常実施権は、この法律の施行の日に発生したものとみなす。

前項の規定により通常実施権を有する者以外の者であつて、沖縄において基準日以前からこの法律の施行の日まで継続してこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていてもの(以下この項において「意匠実施者」という。)は、その実施をしていた意匠及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該意匠登録出願に係る意匠又はこれに

2 係る指定商品又はこれに類似する商品について
その商標又はこれに類似する商標の使用がさ
れていた場合には、商標法（昭和三十四年法律第
百二十七号）第三十二条第一項中「日本国内」と
あるのは「沖縄」と、「現にその商標が自己の業
務に係る商品を表示するものとして需要者の間に
広く認識されている」とあるのは「沖縄において
その商標が自己の業務に係る商品を表示する
ものとして需要者の間に広く認識されていた場
合において、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する
法律の施行の日まで継続してその商品につい
てその商標の使用がされていた」と読み替えて、
同項の規定を適用する。

この法律の施行前から沖縄においてこの法律
の施行前にした他人の商標登録出願に係る指定
商品又はこれに類似する商品についてその商標
又はこれに類似する商標の使用をしていた者で

(自動車の検査にに関する特例)
第二百二十三条 沖縄県の区域内に使用の本拠をする
する道路運送車両法(昭和二十六年法律第八百八
十五号。以下この節において「車両法」といふ。
第十三条第一項に規定する登録自動車又は車両
番号の指定を受けた二輪の小型自動車の使用者
が同法第六十二条の規定による継続検査を受け
る場合において次項の規定による指定検査人検
査合格証を提出したときは、同条の規定の適用
については、当該自動車は、運輸大臣に対する
提示があり、かつ、同法第三章の規定による保
安上の技術基準に適合するものとみなす。
この法律の施行の際沖縄の道路運送車両法
(一千九百五十四年立法第四十五号。以下この節

(特許新案法に関する特例)
(意匠法に関する特例)
第一百二十条 前条の規定は、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）を沖縄に適用する場合に準用する。

3 意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らぬいでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得した者である場合を除く。は、この限りでない。

4 前項の規定による登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利は、意匠法による通常実施権とみなす。

第百十九条第一項の規定はこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠権について、同条第五項の規定は前項の規定により意匠法による通常実施権とみなされた登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利について準用する。

(商標法に関する特例)

3 使用を有する権利を有する者及び基準日後において、かつ、他人の商標登録出願後にその商品についてその商標の使用を開始した者を除く。)は、次の各号の一に該当する場合を除き、新規性してその商品についてその商標の使用をする場合、合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

一 その商標の使用を開始する以前から当該商標登録出願に係る商標又はこれに類似する商標が他人の業務に係る当該商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品を表示するものとして沖縄において需要者の間に広く認識されていたとき。

二 不正競争の目的をもつてその商標の使用をしていたとき。

当該商標権者は専用使用権者は、前二項の

2 については、当該自動車は、運輸大臣に対する
提示があり、かつ、同法第三章の規定による保
安上の技術基準に適合するものとみなす。
この法律の施行の際沖縄の道路運送車両法
(千九百五十四年立法第四十号。以下この節
において「沖縄車両法」という。)第五十四条の規
定による指定を受けている検査人(以下この節
において「指定検査人」という。)は、この法律の
施行の日から起算して二年を経過する日までの
間、前項に規定する自動車について指定検査人
検査合格証を交付することができる。

3 指定検査人は、運輸省令で定めるところによ
り当該自動車が車両法第三章の規定による保安
上の技術基準に適合するかどうかを検査し、そ
の結果これに適合すると認められるときでなけ
れば、指定検査人検査合格証を交付してはなら
ない。

卷之三

規定により商標の使用をする権利を有する者に對し、その者の業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適當な表示を附すべきことを請求することができる。ただし、前二項の規定により商標の使用をする権利を有する者が沖縄県の区域において当該商品について當該商標の使用をする場合は、この限りでな

4 い。
前三項の規定は、この法律の施行前にした防護標章登録に係る防護標章登録に基づく権利について準用する。

- 5 指定検査人は、指定検査人検査合格証を交付するときは、同時に指定検査人検査合格標章を交付しなければならない。

6 指定検査人は、指定検査人検査合格証の交付を受けようとする者から手数料を收受する場合においては、車両法第二百二条第一項の規定に基づく継続検査に係る手数料の額の範囲内においてしなければならない。

7 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）以下この節において「自賠法」という。第九条第三項及び第四項の規定は、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「道路運送車両法第五十四条の五第四項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合」と読み替えるものとする。

8 指定検査人検査合格証の交付を受けた自動車が運輸省令で定めるところにより当該自動車に係る有効な指定検査人検査合格標章を表示しているときは、車両法第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

9 第百二十四条 指定検査人は、運輸省令で定める基準に適合する自動車の検査設備を備えなければならない。

10 指定検査人の禁止行為及び職務に専念する義務については、沖縄車両法第七十二条及び第七十三条の規定の例による。

11 運輸大臣は、指定検査人が前条第三項から第六項までの規定、同条第七項において準用する自賠法第九条第四項の規定、第一項の規定、前項においてその例によることとされる規定又は

次条第三項の運輸省令の規定に違反した場合は、当該指定検査人に対し、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付の停止を命ずることができる。この法律の施行前に沖縄車両法第七十四条に規定する場合に該当した者は、当該指定検査人に対し、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付の停止を命ずることができる。

2 車両法第百三条の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

3 第百二十五条 車両法第百条の規定は、指定検査人の業務に関する報告及び指定検査人の事務所その他の事業場への入りについて準用する。

4 車両法第二百二条の規定は、第百二十三条第一項の規定により指定検査人検査合格証を提出して同法第六十二条の規定による継続検査の申請をする者については、適用しない。

5 指定検査人の遵守すべき事項並びに指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の様式その他指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

4 前条第三項の規定並びに同条第四項において準用する車両法第百三条及び第一項において準用する同法第二百条の規定に基づく運輸大臣の权限は、政令で定めるところにより、沖縄総合事務局長に委任することができる。

5 指定検査人及び指定検査人の業務に從事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第六百二十六条 行使の目的をもつて指定検査人検査合格標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係る指定検査人検査合格標章を使用した者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

行使の目的をもつて指定検査人検査合格標章に紛らわしい外觀を有する物を製造し、又はこれを使用した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 3 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百二十三条第三項の規定による指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付の停止の処分に違反した者

二 指定検査人検査合格標章を当該自動車以外の自動車に使用した者は、三万円以下の罰金に処する。

三 第百二十四条第三項の規定による指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付の停止の処分に違反した者

四 指定検査人検査合格標章を当該自動車以外の自動車に使用した者は、三万円以下の罰金に処する。

5 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第百二十三条第六項の規定に違反した者

二 前条第一項において準用する車両法第一百条第一項の規定に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 前条第一項において準用する車両法第一百条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

（沖縄の自動車損害賠償責任保険契約に関する経過措置）

6 指定検査人の業務に従事する者が、指定検査人の業務に因し、第三項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定検査人に対して当該各項の罰金刑を科する。

（沖縄の自動車損害賠償責任保険契約に関する経過措置）

五百二十七条 沖縄の自動車損害賠償保障法（平成十九年十二月三十日法律第百一十一号）で定める自動車損害賠償責任保険の契約（自賠法第二条第一項に規定する自動車（第六項を除き、以下この節において単に「自動車」という。）に係るものに限る。）であつてこの法律の施行の際締結されているものの（以下この節において「沖縄責任保険契約」という。）のうち対人損害（自動車の運行により他

- 人の生命又は身体が害された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をいう。以下この節において同じ。)のてん補に因る部分及びこれに係る自動車の運行による事故に関する損害賠償については、自賠法の規定(第十六条の二、第十九条の二、第三章第五節及び第八十二条の二の規定を除く。)の適用があるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に因する損害賠償については、なお從前の例による。

2 沖繩貢任保険契約の対人損害のてん補に係る保険金額は、基準日(この法律の施行の日から起算して十四日を経過した日(その日の前日までに保険契約者が保険者に対し自賠法第十三条规定第一項に規定する保険金額による旨を申し出たときは、保険者がその申出を受けた日の翌日))をいう。以下この項において同じ。以後に発生する自動車の運行による事故に因しては、同条第一項に規定する保険金額とし、基準日前に発生する自動車の運行による事故及び基準日前に当該契約の保険契約者が保険者に対し約定した保険金額による旨を申し出た場合における基準日以後に発生する自動車の運行による事故に因しては、当該約定した保険金額とする。

3 沖繩貢任保険契約に係る被保険者が自賠法第三条の規定によつて損害賠償の責めに任ずる場合において、当該契約の対人損害のてん補に係る保険金額が約定した保険金額によるものであるときは、政府は、被保険者が保険金の支払を受け、又は被保険者が同法第十六条第一項の規定により損害賠償の支払を受けた後、被害者の請求により、同法第七十二条第一項後段に規定する金額から被保険者又は被害者の当該支払を受けた金額を控除した金額の限度において、その受けた損害のうち当該支払を受けた金額をこそてん補する。

七十七条の規定は前項の規定による損害のん補について、同法第七十四条及び第七十五条の規定は同項の規定による請求権について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三条第二項中「その金額」とあるのは、「その金額から沖縄責任保険契約の被保険者が支払を受けた保険金の額又は被害者が第十六条第一項の規定により支払を受けた損害賠償額を控除した金額」と読み替えるものとする。

5 沖縄責任保険契約により保険者がてん補すべき対物損害(自動車の運行により他人の物が損壊された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けたことあるべき損害をいう。以下この条において同じ。)の範囲は、被保険者が民法の規定により賠償責任を負うことにより受けたことあるべき対物損害の範囲に変更されるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に関する損害賠償については、なお従前の例による。

6 前項の規定は、沖縄自賠法第二条第一項に規定する自動車で自賠法第一条第一項に規定する自動車以外のものに係る沖縄自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約であつてこの法律の施行の際締結されているものにより保険者がてん補すべき範囲について準用する。

7 沖縄責任保険契約の保険契約者は、保険者に対する意思表示により当該契約を将来に向つて対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更することができる。

8 前項の規定により沖縄責任保険契約が対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対物損害のてん補に関する政令で定める金額を支払わなければならない。

第一百二十八条 この法律の施行の際沖縄県の区域において運行の用に供されている自動車で沖縄

自賠法第五条の規定の適用を受けていなかつたものに係る対人損害をてん補することを目的の全部又は一部とする保険契約(沖縄責任保険契約を除く。)であつてこの法律の施行の際締結されているものの(以下この条において「沖縄任意保険契約」という。)により保険者がてん補すべき対人損害の範囲は、当該自動車について自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約が締結されたときは、当該契約によりてん補すべき損害額をこえる対人損害の範囲に変更されるものとする。

2 前項の場合において、沖縄任意保険契約の保険契約者は、保険者に対する意思表示により保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されるときに伴い減少する危険の当該減少分に相当する政令で定める金額の支払を請求することができる。

3 沖縄任意保険契約(その保険者が自賠法第六条に規定する保険会社であるものに限る。)で第一項の規定により保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されたもの(次項において「上乗せ保険契約」という。)の保険契約者は、保険者に対する意思表示により、当該契約が対人損害のてん補のみを目的とするときはこれを解除し、当該契約が対人損害以外の損害のてん補をも目的とするときはこれを対人損害のてん補に變更する。

4 前項の規定により上乗せ保険契約が解除され、又は変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対人損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならない。

第一百二十九条 沖縄の海難審判法(千九百六十二条)の規定により琉球政府の海

難審判庭がした裁決は、当該裁決に係る海技從事者又は水先人の免許がこの法律に基づく政令の規定によりこれに相当する船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の規定による海技從事者の免許又は水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)の規定による水先人の免許とみなされる場合において、そのみなされる免許又は免許を除く。)であつてこの法律の施行の際締結された場合は、当該契約によりてん補すべき損害額をこえる対人損害の範囲に変更されるものとみなす。ただし、当該裁決に對しては、同法に第二審の請求をすることができない。

2 前項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庭がしたとみなされる裁決に對しては、この法律の施行の際なお沖縄の海難審判法の規定による訴えを提起することができる。

3 前項の訴えを提起することができる期間が満了していない場合に限り、海難審判法第五十三条第四項の規定にかかわらず、訴えを提起することができる。

4 第一項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庭がしたとみなされる裁決に対する訴えは、那覇地方裁判所の管轄に専属する。不変期間とする。

5 前項に規定する訴えは、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庭の長を被告とする。

6 第四項に規定する訴えに係る裁判において裁決が取り消された場合には、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庭は、当該事件について海

難審判法の規定により審判を行なわなければならぬ。当該審判に係る事件についての裁決に對する訴えに係る裁判において更にその裁決が取り消された場合も、同様とする。

7 前項の規定による審判に係る裁決に対する訴えについては、海難審判法第五十六条第三項の規定を準用する。

8 第六項の規定による審判に係る裁決については、第一項ただし書の規定を準用する。

9 第六項の規定による審判に係る裁決に対する訴えについては、第四項及び第五項並びに海難審判法第五十三条第二項及び第三項の規定を準用し、同条第四項の規定を適用しない。

10 海難審判法の規定は、この法律の施行前に発生した海難に係る事件(琉球政府の海難審判庭が裁決をしたものを除く。)について適用があるものとする。

第十節 郵政省関係

(公衆電気通信法に因する特例)

第一百三十条 昭和四十六年六月十七日以前に琉球電信電話公社法に基づく琉球電信電話公社に対して行なわれた加入電話加入契約(契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものと除く。)の申込みがこの法律の施行の日以後に日本電信電話公社から承諾された場合における設備料は、公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)別表の規定にかかわらず、当該申込みが昭和四十五年十一月二十日以前に行なわれたものであるときは一加入電話ごとに九千円、当該申込みが同月二十一日から昭和四十六年六月十七日までの間に行なわれたものであるときは次の表に掲げる額とする。

料金種別	料金
一 単独電話に係るもの	一加入電話ごとに 三万円
二 共同電話に係るもの	一加入電話ごとに 二万円
イ その電話機(公衆電気通信法第三十六条に規定する附屬的などを除く。)において同じ。)の数が二個である場合	

2 前項に規定する者がこの法律の施行の際当該無線局により日本語による放送及びこれに附帯する業務を行なつてゐる場合には、その者は、この法律の施行の日、電波法第四条第一項の規定により日本語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条第一項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

3 この法律の施行の際琉球列島高等弁務官の免

同項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた承認又は免許の有効期間は、同法第十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年と定するものとする。

5 前各項の場合においては、当該無線局の呼出符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指定するものとする。

6 第一項及び第二項の場合においては、電波法第一百四条の二の規定の例により、当該英語による放送又は日本語による放送について放送事項の内容その他の電波及び放送の規律に關する事項

6 前条第一項から第四項までの規定により郵政省令で前条第一項から第四項までの規定による無線局の操作に従事する者には、この法律の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、電波法第三章の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところによる。

5 この法律の施行の際前条第一項から第四項までに規定する無線局の無線設備の操作に従事している者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、電波法第三十九条の規定にかかわらず、その無線設備の操作に従事することができる。

(労働条件に関する経過措置)

第十一節 労働省関係

第一百三十七条 この法律の施行の際沖縄の労働基準法(一千九百五十三年立法第四十四号)第八条の事業又は事務所に使用されている労働者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに当該事業又は事務所を解雇された場合には、同立法第十二条第一項の規定の例により、解雇手当を請求することができる。

第一百三十八条 この法律の施行の際沖縄の労働基準法第四十条の規定又は琉球人被用者に対する

（電波法に関する特例）

第一百三十二条 琉球諸島及び大東諸島に関する日
本国とアメリカ合衆国との間の協定第八条に規定
するオーラン・オブ・アメリカ中継局につい
ては、この法律の施行の日から起算して五年
間、電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の
規定にかかわらず、同条（同条に基づく取扱を
含む。）の定めるところによる。

第一百三十二条 昭和四十六年六月十七日において
琉球列島高等弁務官の免許を受けた無線局によ
り英語による放送及びこれに附帯する業務を行
なつていた者で、この法律の施行の際当該無線
局について琉球列島高等弁務官の免許を受けて
当該放送及び業務を行なつているものは、この
法律の施行の日、電波法第四条第一項の規定
により当該英語による放送をする無線局及び当
該放送に附帯する業務の用に供する無線局につ
いての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。
この場合において、当該みなされた免許の有効
期間は、同法第十三条规定にかかわらず、
この法律の施行の日から起算して五年とす

及び内線電話機に
一加入電話ごとに 一万円
　　る無線局（第一項及び次項に規定する無線局を除く。）を開設している者は、この法律の施行の日に、当該無線局について電波法第四条第一項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

4 この法律の施行の際、沖縄においてアメリカ合衆国政府が開設している無線局又は琉球列島高等弁務官の免許を受けて琉球政府、琉球電力公社の設立（千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第二百二十九号）に基づく琉球電力公社、琉球水道公社の設立（千九百五十八年高等弁務官布令第八号）に基づく琉球水道公社若しくは航空通信の事業を営むアメリカ合衆国法人が開設している無線局に設置されている無線設備を用いてこの法律の施行後引き続き使用して無線局を開設する者（國その他の政令で定める者に限る。）は、この法律の施行の日に、当該無線局について電波法第百四条第二項の規定により読み替へられる同法第四条第一項の郵政大臣の承認又は

第百三十三条 前条第一項から第四項までの規定により郵政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、電波法第十四条第二項第二号から第十一号までに掲げる事項（当該無線局が放送をする無線局である場合は、同項第二号から第四号まで及び第六号から第十一号まで並びに同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項）及び郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならない。

2 郵政大臣は、前項の規定による届出を受理した場合において、混信の除去その他特に必要なことがあると認めるときは、当該届出に係る周波数、空中線電力又は運用許容時間に代えて、当該届出の周波数、空中線電力又は運用許容時間を指定することができる。

3 郵政大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、電波法第十四条第一項の規定の例により、当該届出に係る事項（第一項の郵政省令で定める事項を除くものとし、当該届出について前項の規定による指定をしたときは、その指定後の事項とする。）を記載した免許状を交付する。

者が同条第六項の条件に違反し、又は第一項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、若しくは第四項の郵政省令の規定に違反したときは、電波法若しくは同法に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したものとみなして、同法第七十六条第一項の規定を適用する。

(放送法に関する特例等)

第一百三十四条 この法律の施行前に沖縄の放送法第二十条の規定による届出をした者で、この法律の施行の際当該届出に係る受信設備を設置しているものは、この法律の施行の日に放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第三十二条第一項本文の規定により日本放送協会と契約を締結したものとみなす。

第一百三十五条 沖縄県の区域において日本放送協会が徵収する受信料の月額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実状及び社会的経済的事情を考慮して定められなければならない。

第一百三十六条 郵政大臣は、第一百三十二条第一項に規定する者が行なう英語による放送又は日本語による放送の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その者に対し、必要な勅告をし、又は資料の提出を求めるこ

第十一節 労働省関係 (労働条件に関する経過措置)

110

(電波法に関する特例)

（三 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）

口 その電話機の数が三個以上である場合

一加入電話ごとに 一万円

同一加入電話ごとに 三万円

百三十一条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第八条に規定するヴォイス・オーヴ・アメリカ中継局については、この法律の施行の日から起算して五年間、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定にかかるらず、同条(同条に基づく取扱を含む。)の定めるところによる。

第一百三十二条 昭和四十六年六月十七日において琉球列島高等弁務官の免許を受けた無線局により英語による放送及びこれに附帯する業務を行なつていた者で、この法律の施行の際当該無線局について琉球列島高等弁務官の免許を受けた無線局又は琉球列島米国民政府公私(千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第二十九号)に基づく琉球電力公社、琉球水道公社の設立(千九百五十八年高等弁務官布令第八号)に基づく琉球水道公社若しくは航空通信の事業を営むアメリカ合衆國法人が開設している無線局に設置されている無線設備をこの法律の施行後引き続き使用して無線局を開設する者(國その他の政令で定める者に限る。)は、この法律の施行の日に、当該無線局について電波法第百四条第二項の規定により読み替へば、この法律の施行の日から起算して五年とす

る。

前項に規定する者がこの法律の施行の際当該期間は、同法第十三条第一項の規定にかかるらず、この法律の施行の日から起算して五年とす

の適正な履行を確保するため必要な条件を附すこと

第百三十三条 前条第一項から第四項までの規定により郵政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、電波法第十四条第二項第二号から第十一号までに掲げる事項（当該無線局が放送をする無線局である場合は、同項第二号から第四号まで及び第六号から第十一号まで並びに同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項）及び郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならない。

2 郵政大臣は、前項の規定による届出を受理した場合において、混信の除去その他特に必要なあると認めるときは、当該届出に係る周波数、空中線電力又は運用許容時間に代えて、当該届出の周波数、空中線電力又は運用許容時間などを指定することができる。

3 郵政大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、電波法第十四条第一項の規定の例により、当該届出に係る事項（第一項の郵政省令で定める事項を除くものとし、当該届出について前項の規定による指定をしたときは、その指定後の事項とする。）を記載した免許状を交付する。

4 この法律の施行の際設置されている無線設備で前条第一項から第四項までに規定する無線局を設置する。

者が同条第六項の条件に違反し、又は第一項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、若しくは第四項の郵政省令の規定に違反したときは、電波法若しくは同法に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したものとなして、同法第七十六条第一項の規定を適用する。(放送法に関する特例等)

第二百三十四条 この法律の施行前に沖縄の放送法第二十条の規定による届出をした者で、この法律の施行の際当該届出に係る受信設備を設置しているものは、この法律の施行の日に放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第三十二条第一項本文の規定により日本放送協会と契約を締結したものとみなす。

第二百三十五条 沖縄県の区域において日本放送協会が徵収する受信料の月額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実状及び社会的経済的事情を考慮して定められなければならない。

第二百三十六条 郵政大臣は、第二百三十二条第一項に規定する者が行なう英語による放送又は日本語による放送の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その者に対し、必要な勧告をし、又は資料の提出を求めることができる。

労働基準及び労働関係法（千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第百十六号）。以下この節において「布令第百十六号」という。第五十条の規定により年次有給休暇を積み立てている者は、当該年次有給休暇を請求することができる。

第一百三十九条 この法律の施行の際布令第百十六号の適用を受けていた被用者であつて、この法律の施行後も引き続き同一の使用者に使用されているものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、同布令第五十条の規定の例により、有給病気休暇を請求することができる。

第一百四十条 この法律の施行の際沖縄の労働基準法第八条の事業又は事務所に使用されており、かつ、この法律の施行後も引き続き当該事業又は事務所に使用されている女子であつて、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに労働基準法第六十五条の規定により休業することができるものは、沖縄の労働基準法第六十条第三項の規定の例により、平均賃金の支払を請求することができる。

第一百四十一条 第百三十七条から前条までの規定は、労働基準法第十三条の規定の適用について（労働者災害補償保険法に関する経過措置等）

第一百四十二条 労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）。次条において「労災保険法」という。）の規定、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号。次条において「昭和四十年改正法」という。）附則第四十一条から第四十三条までの規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十八号。次条において「昭和四十五年改正法」という。）附則第三条の規定及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の適用について、沖縄の復帰に伴う労働関係法の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）について、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案

号）第十八条の規定は、沖縄の労働者災害補償保険法（千九百六十三年立法第七十八号）の規定の適用を受けていた労働者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償についても適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた保険給付の額その他必要な事項については、政令で特別の定めをすることができる。

第一百四十三条 労働者災害補償（千九百六十一年高等弁務官布令第四十二号）。次項において「布令第四十二号」という。）の規定（第二章第四条及び第六条から第八条まで、第三章第一条、第四章第二十条、第五章第三条から第五条まで、

第六章並びに第七章第五条及び第八条の規定を除く。）は、同布令の適用を受けていた被用者のうち政令で定める者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償について、法律

二 前項に規定する災害補償のうち、布令第四十ニ号に定める支給事由がこの法律の施行後に生ずる場合の当該事由に係る補償については、同項の規定にかかわらず、当該被災被用者、遺族

3 この法律の施行の日以後に離職した場合における同法第二十条の二の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

4 この法律の施行の際沖縄失保法受給資格者である者（次項の規定により離職があつたとみなされるることにより沖縄失保法受給資格者であることとなる者を含む。）は、失保法に規定する受給資格者とみなす。

5 この法律の施行の際沖縄失保法被保険者である者であつて、沖縄において沖縄失保法が効力を有せず、かつ、船員保険法が効力を有していないとした場合においては同法第十七条の規定による被保険者であることが引き続きしたものとみなす。

6 この法律の施行の日の属する月の翌月以後に生じた者であつてこの法律の施行の日以後に失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号。以下この条において「失保法」という。）に規定する被保険者（次項において「失保法被保険者」とい

期間（この法律の施行の日前に沖縄失保法に規定する受給資格者（以下この項及び第三項において「沖縄失保法受給資格者」という。）となつた者（第四項の規定により離職があつたとみなされることにより沖縄失保法受給資格者となつたこととなる者を含む。）については、当該受給資格に係る離職の日以前の被保険者期間を除く。）は、失保法の規定による被保険者期間とみなす。

2 この法律の施行の日（同日後に失保法被保険者となつた者については、同日後はじめて当該被保険者となつた日）前一年の期間内に沖縄失保法被保険者であつたことがある者が失保法第十五条规定第一項の規定に該当するに至つた後においてこの法律の施行の日以後に離職した場合における同法第二十条の二の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

3 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七条）号。以下この条において「沖縄軍関係離職者法」という。）第二条に規定する軍関係離職者では、駐留軍関係離職者である者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号。以下この条において「駐留軍離職者法」という。）第二条に規定する駐留軍関係離職者である者と、当該軍関係離職者のうち沖縄軍関係離職者法第二条第一号に係る者は、駐留軍離職者法第二条第一号に係る駐留軍関係離職者である者とみなして、同法第十条から第十三条まで及び第十八条から第二十条までの規定を適用する。

4 （軍関係離職者に関する経過措置） 第百四十五条 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七条）号。以下この条において「沖縄軍関係離職者法」という。）第二条に規定する軍関係離職者では、駐留軍関係離職者である者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号。以下この条において「駐留軍離職者法」という。）第二条に規定する駐留軍関係離職者である者と、当該軍関係離職者のうち沖縄軍関係離職者法第二条第一号に係る者は、駐留軍離職者法第二条第一号に係る駐留軍関係離職者である者とみなして、同法第十条から第十三条まで及び第十八条から第二十条までの規定を適用する。

5 （緊急失業対策法の効力等に関する経過措置） 第百四十六条 この法律の施行の日に沖縄県の区域内に居住する失業者であつて、同日前二月間に十日以上沖縄の緊急失業対策法（千九百五十六年立法第二十四号）の規定による失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準するものは、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）附則第二条の規定の適用については、同条に規定する失業者とみなす。

6 この法律の施行の日の属する月の翌月以後に生じた失保法に規定する日雇労働被保険者について、沖縄失保法の規定による被保険者（以下この条において「失保法」という。）の規定による被保険者は、緊急失業対策事業の規定による被保険者となつたときは、その者については、この法律の施行の日の前日にあつた者であつてこの法律の施行の日の前日にあつた者に係る失保法第三十八条の第六第一項及び第三十八条の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

2 前項に規定する失業者は、緊急失業対策事業について、沖縄失保法の規定による被保険者について、沖縄失保法の規定による被保険者（以下この条において「失保法」という。）の規定による被保険者は、緊急失業対策事業の規定による被保険者となつたときは、その者については、この法律の施行の日の前日にあつた者に係る失保法第三十八条の第六第一項及び第三十八条の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

規定の適用については、公共職業安定所長が中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十七条第一項の規定により指示した就職促進の措置を受け終わつた者とみなす。

第十二節 建設省関係

（土地区画整理に関する経過措置）

第一百四十七条 この法律の施行の際沖縄の土地区画整理法施行法（千九百六十九年立法第七十六号）第九条の規定による改正前の沖縄の都市計画法（千九百五十三年立法第三十四号）第十三条の規定により現に土地区画整理を施行している土地区画整理組合及びその施行する土地区画町村が施行している土地区画整理については、この法律別段の定めがある場合を除き、沖縄の土地区画整理法施行法第二条から第六条までの規定は、法律としての効力を有する。この場合において、沖縄の土地区画整理法第三条第三項中「同法」と同条第五項中「新法第十四条」とあるのは、「土地区画整理法第十四条」と、「新法の」とあるのは、「同法の」と、「新法第十七条」とあるのは、「同法第十七条」と、同条第六項中「新法」とあるのは、「土地区画整理法」と、「行政主席」とあるのは、「同法第十七条」と、同条第七項中「新法」とあるのは、「土地区画整理法」と、「第二十一条第四項」とあるのは、「第二十一条第六項」と、同条第八項中「新法第二十一項」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日から起算して五年以内に、前項」と、「新法」とあるのは、「土地区画整理法」と、同条第三項中「新法第三条第三項」とあるのは、「土地区画整理法第三条第三項」と、「新法の」とあるのは、「同法」と、「規則」とあるのは、「命

令」と、同立法第五条及び第六条の見出し中「新法」とあるのは、「土地区画整理法」と、同条中「新法第百三十条」とあるのは、「土地区画整理法第一百四十八条」とする。

（違反建築物等の取扱い）

二 この法律の施行の日から起算して五年を経過した日において前項に規定する土地区画整理で市町村が現に施行しているものは、その日において、廃止されるものとする。

三 沖縄の土地区画整理法第三条第一項に規定する旧組合又は土地区画整理についてこの法律の施行後同項の規定により効力を有する旧組合に因する規定の失効前又は沖縄の土地区画整理法施行法第四条第一項に規定する土地区画整理についてこの法律の施行後同項の規定によ

り効力を有する市町村施行に因する規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、これらの規定の失効後も、なお従前の例による。これらの規定の失効前にした行為に対する罰則の適用についてこの法律の施行後同項の規定による改正前の沖縄の都市計画法第十三条第二項において準用する。これらの規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、当分の間、政令で定める改正前の沖縄の旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第八十七条の規定による補償金額決定の請求についても、同様とする。

（地代家賃統制令の適用除外）

四 第一項の土地区画整理について、沖縄の土地

区画整理法施行法第九条の規定による改正前の沖縄の都市計画法第十三条第二項において準用する沖縄の旧耕地整理法第三十条第四項の規定による換地処分の公示があつた場合においては、当該公示を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百四十九号）第一百三十二条第四項の規定による補償の規定を適用する。

（沖縄の市町村等に関する財政援助その他の措置）

五 この法律の施行後沖縄の土地区画整理法施行法第四条第一項の規定により市町村が施行する土地区画整理が第二項の規定により廃止された場合において、当該市町村の徵収すべき清算金額は、地方自治法第二百三十

条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第二十五条の三までの規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財政援助その他の措置を講ずるものとする。

（沖縄県の職員等の給与に関する経過措置）

六 第一百五十五条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、医師又は歯科医師である職員に対し、当分の間、条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

七 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、医師又は歯科医師である職員に対し、当分の間、条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

八 地方自治法第二百四条第三項の規定は、前二

項に規定する特別の手当について適用する。

（沖縄県の職員等の公務災害補償に関する経過措置）

九 第一百五十二条 次に掲げる者に係る公務上の災害補償については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）」とあるのは、「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）」と、「同法の規定並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第六号）」と、「同法規則」とあるのは、「同法」と、「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

一 琉球政府の職員で第三十二条の規定により

沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村の職員と

であるのは、「同法の」と、「規則」とあるのは、「命

令」と、同立法第五条及び第六条の見出し中「新法」とあるのは、「土地区画整理法」と、同条中「新法第百三十条」とあるのは、「土地区画整理法第一百四十八条」とする。

（違反建築物等の取扱い）

二 この法律の施行の日から起算して五年を経過した日において前項に規定する土地区画整理で市町村が現に施行しているものは、その日において、廃止されるものとする。

三 沖縄の土地区画整理法第三条第一項に規定する旧組合又は土地区画整理についてこの法律の施行後同項の規定によ

り効力を有する市町村施行に因する規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、当分の間、政令で定める改正前の沖縄の都市計画法第十三条第二項において準用する。これらの規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、当分の間、政令で定める改正前の沖縄の旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第八十七条の規定による補償金額決定の請求についても、同様とする。

（地代家賃統制令の適用除外）

四 第一項の土地区画整理について、沖縄の土地

区画整理法施行法第九条の規定による改正前の沖縄の都市計画法第十三条第二項において準用する沖縄の旧耕地整理法第三十条第四項の規定による換地処分の公示があつた場合においては、当該公示を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百四十九号）第一百三十二条第四項の規定による補償の規定を適用する。

（沖縄の市町村等に関する財政援助その他の措置）

五 この法律の施行後沖縄の土地区画整理法施行法第四条第一項の規定により市町村が施行する土地区画整理が第二項の規定により廃止された場合において、当該市町村の徵収すべき清算金額は、地方自治法第二百三十

条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第二十五条の三までの規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財政援助その他の措置を講ずるものとする。

（沖縄県の職員等の給与に関する経過措置）

六 第一百五十五条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、医師又は歯科医師である職員に対し、当分の間、条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

七 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、医師又は歯科医師である職員に対し、当分の間、条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

八 地方自治法第二百四条第三項の規定は、前二

項に規定する特別の手当について適用する。

（沖縄県の職員等の公務災害補償に関する経過措置）

九 第一百五十二条 次に掲げる者に係る公務上の災害補償については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）」とあるのは、「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）」と、「同法の規定並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第六号）」と、「同法規則」とあるのは、「同法」と、「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

一 琉球政府の職員で第三十二条の規定により

沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村の職員と

であるのは、「同法の」と、「規則」とあるのは、「命

に離職し、又は死亡した者で当該離職又は死

亡の時において地方公共団体又はその機関が行なう事務に相当する事務に従事していたも

三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

(公職選挙法に関する経過措置)

第一百五十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号

に定める間、公職選挙法第九条及び第十条に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

一次号及び第三号に掲げる者のほか、沖縄法令の規定(第二十五条第一項の規定によりな

おその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者(選舉に関する犯罪以外の犯罪によ

る刑の執行猶予中の者を除く。)その執行が終まるまでの間又はその執行を受けることがなくなるまでの間

二 沖縄法令の規定による選挙に関する犯罪により、この法律の施行の際沖縄法令に規定する選挙権及び被選挙権を有していない者。当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされ

た日を起算日として当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされる期間を経過する日までの間

三 第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる選挙犯罪に関する沖縄法令の規定の罪(以下この号において「沖縄選挙犯罪」という。)のうち公職選挙法第二百五十二条第一項の罪に相当する罪として政令で定めるものに付し罰金の刑に処せられた者、沖縄選挙犯罪のうち同条第二項の罪に相当する罪として政令で定める罪に付せられた者、それぞれ、同条第一項、第二項又は第三項に規定する期間

に相当する間

は、情状により、刑の言渡しと同時に、公職選挙法第二百五十二条第四項の規定の例により、

同号に規定する期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期

間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

三 第一项第三号に掲げる者について、この法律

の施行の日前に同号に規定する期間につき当該選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期

間を短縮する旨の宣告がされている場合には、当該宣告は、前項の規定によりされた宣告とみなす。

(琉球政府税の承継等)

第一百五十四条 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定

により琉球政府が譲り受け、又は還付すべき、二百二十六号の規定による道府県税に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この

条において「県税相当琉球政府税」という。)に係るものは、その時において沖縄県が承継する。

2 地方税法の規定で政令で定めるものは、県税

相当琉球政府税及び沖縄の市町村が譲り受け、又は還付すべき市町村税(これに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。次項において「沖縄市町村税」という。)に

しくは課すべき、又は還付すべき市町村税(これに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算

金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。次項において「沖縄市町村税」という。)に

ても、適用する。この場合において、これらの規定中事業税及び不動産取得税に係る部分は、

六 この法律の施行の日から昭和五十三年三月三十日までの間ににおいて使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に

地方税法の規定に相当する規定以外の規定(割

則を含む。)は、本邦の法令としての効力を有す

る。

第一百五十五条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する法人の道府県民税及び市町村民税(以下この項において「法人の住民税」という。)について地方税法及びこれに基づく命令の規定

中法人の住民税に関する部分を適用する場合には、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の住民税及び同日以後の解散又は合併による清算額による清算所得に対する法人税額の額に係る法人の住民税(清算所得に対する法人税額)に對する法人税額を含む。

以下この項において同じ。)について適用する。

この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づく法人で同日以前に清算した沖縄法令

により法人の住民税(清算所得に対する法人の住民税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の住民税を含む。以下この項において同じ。)について適用する。

この場合において、同日前に解散した沖縄法令

に基づく法人で同日の前日以前に清算した沖縄法令

の日のまでにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

この場合において、同日前に解散した沖縄法令

に基づく法人で同日以前に清算した沖縄法令

の日のまでにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

二 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間ににおける軽油の引取り等に

対して課する軽油引取税(沖縄県の住民の生

活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して政令

で定める率

三 昭和四十七年度分の個人の市町村民税の均等割及び所得割並びにこの法律の施行の日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に支払われる地方税法第三百二十八条に規定する退職手当等に係る所得割(沖縄法令の規定に

よる個人の市町村民税の税率を参考して政令

となる。よるに政令で定める率

3 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、その住民の税負担を緩和するため、次の各号に掲げる地方税については、条例で定めるところにより、当該各号に定める率を地方税法に規定する。

一 昭和四十七年度から昭和五十年度までの各税率として、これらの税を課するものとする。

二 昭和四十七年度から昭和五十年度までの各税率として、これらの税を課するものとする。

三 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、その住民の税負担を緩和するため、次の各号に掲げる地方税については、条例で定めるところにより、当該各号に定める率を地方税法に規定する。

四 昭和四十七年度分の固定資産税(沖縄法令の規定による固定資産税の税率を参考して政令で定める率

五 昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分の税率を参考して政令で定める率

六 この法律の施行の日から昭和五十三年三月三十日までの間ににおいて使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に

8 沖縄県の区域内の市町村が市町村たばこ消費税を課する場合における地方税法第四百六十四条第一項中「製造たばこ」とあるのは「製造たばこ(小売人が他の小売人に充り渡す製造たばこ)については、自治省令で定めるところにより公社が小売人に充り渡す製造たばことみなす。以下同じ。」と、「小売人の営業所」とあるのは「直接消費者者」とある。

9 第九章 雜則
(政令への委任)
10 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案
沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案
沖縄の復帰に伴う國務令の改廃に関する法律案
内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

11 第二章 総理府関係
第三章 外務省関係
第四章 大蔵省関係
第五章 文部省関係
第六章 厚生省関係
第七章 農林省関係
第八章 通商産業省関係
第九章 運輸省関係
第十章 郵政省関係
第十一章 労働省関係
第十二章 自治省関係
第十三章 雜則(第百十一条)
(施行期日)
12 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する法律が適用される場合における事項については、政令で、地方税法の規定の適用につき必要な技術的説明を設け、又は同法の規定にかかわらず特別の定めをすることができる。

13 第一章 総理府関係
(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う国家公務員等退職手当法の一部改正)
第一条 国家公務員等退職手当法
(第十条第八項中、「船員保険法(昭和十四年法律第七十三条)」又は沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七条)」を「又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三条)」に改める。)

(引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正)

第二条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条 中「及び沖縄事務局長」を削る。

第三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて沖縄事務局長がした処分又は手続は、同条の規定による改正後の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄県知事がした処分又は手続とみなす。

この法律の施行の際前条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて沖縄事務局長に対ししてされている手続は、同条の規定による改正後の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄県知事に対してされた手続とみなす。

(公衆電気通信法の一部改正に伴う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一一部改正)

第四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九号)第五条(警察法の一部改正)第十五条の二第二項
〔鹿児島県〕を「鹿児島県 沖縄県」に改める。
〔元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正〕
第二条第三号中「将来その事務を引き継いだ機関」を「これからその事務を引き継いだ機関」に、「所屬する」を「所屬していた」に改める。
第五条を次のように改める。

〔警察法の一部改正〕
〔鹿児島県〕を「鹿児島県 沖縄県」に改める。
〔元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正〕
第二条第三号中「将来その事務を引き継いだ機関」を「これからその事務を引き継いだ機関」に、「所屬する」を「所屬していた」に改める。
第五条を次のように改める。

第三十条第二項の表九州管区警察局の項中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖縄県」に改める。

(出入国管理令の一部改正に伴う道路交通法の一部改正)

第一百七条の二中「出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。」を削る。

(行政管理令設置法の一部改正)

第七条 行政管理令設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の二条を加える。

第三条の三 前条に定めるものほか、当分の間、行政監察事務所を置く。

2 沖縄行政監察事務所は、行政監察局の事務を分掌する。

3 行政管理令長官は、前項の事務のほか、沖縄事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する事務のうち行政管理局の所掌する事務を分掌させることができる。

4 沖縄行政監察事務所は、那覇市に置き、そ

の管轄区域は、沖縄県とする。

5 沖縄行政監察事務所の内部組織は、長官が定める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第八条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「退職手当、死亡賜金」を削る。

この法律の施行前に給与事由の生じた改正前の法の規定による退職手当及び死亡賜金については、改正前の法附則第五項及び第六項に規定する事項を除き、なお従前の例による。

この法律の施行後に給与事由の生ずる国家公務員等退職手当法の規定による退職手当で琉球

ビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律(昭和四十二年法律第五十一号)は、廃止する。

(沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法の廃止)

第十一条 沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法(昭和四十三年法律第六十二号)は、

第五条 削除

第六条第四項を削る。

第七条を次のように改める。

第八条第一項中「第四条から第五条まで又は前条」を「第四条から第四条の三まで」に改め、同条第三項中「第四条の二第二項又は第五条第一項」を又は第四条の二第二項に、「共済組合法又は國家公務員等退職手当法」を「又は共済組合法」に、「官署の職員の共済組合又は退職手当」を「又は官署の職員の共済組合」に改める。

第十条第二項中「第四条から第七条まで」を「第四条から第四条の三まで、第六条及び第六条の二」に改め、「退職手当及び死亡賜金」を削る。

第三条第一項中「及び死亡賜金」を削り、「退職手当」を「及び退職手当」に改め、同条第二項を削る。

附則第二項から第六項まで並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第九条 前条の規定による改正前の元南西諸島官署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(以下この条において「改正前の法」といいう。)附則第五項の年金、恩給又は退職手当等で、昭和四十七年三月三十一日以前に支払を受けたべきであつたものについては、なお改正前の法附則第五項及び第六項の規定の例による。

この法律の施行前に給与事由の生じた改正前の法の規定による退職手当及び死亡賜金については、改正前の法附則第五項及び第六項に規定する事項を除き、なお従前の例による。

この法律の施行後に給与事由の生ずる国家公務員等退職手当法の規定による退職手当で琉球

ビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律(昭和四十二年法律第五十一号)は、廃止する。

(沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法の廃止)

第十三条 宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律(昭和四十二年法律第五十一号)は、廃止する。

(宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律の廃止)

第十四条 沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法(昭和四十三年法律第六十二号)は、

第十一条 南方同胞援護会法(昭和三十二年法律第百六十号)は、廃止する。

第十二条 南方同胞援護会は、前条の規定の施行の時において解散するものとし、その財産に関する権利及び義務は、その時において、政令で定めるところにより、沖縄県の区域に関する公益を目的とする法人等が承継する。

第十三条 南方同胞援護会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算及び事業報告書の作成等については、沖縄開発庁長官が従前の例により行なうものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

第十四条 南方同胞援護会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第十五条 南方同胞援護会法(昭和三十二年法律第百六十号)は、廃止する。

官報(号外)

平 良	沖縄県の内
平良市	宮古郡
石 壇	沖縄県の内
石壇市	八重山郡
那覇地方法務局	那覇市
沖縄県	
沖縄刑務所	
別表四宮崎刑務所の項の次に次のように加える。	
沖縄少年院	
コザ市	那覇市
沖縄女子学園	コザ市
別表五宮崎少年鑑別所の項の次に次のように加える。	
那覇少年鑑別所	那覇市
別表七福岡矯正管区の項中「宮崎県」を「宮崎県 沖縄県」に改める。	
別表九宮崎保護観察所の項の次に次のように加える。	
那覇保護観察所	那覇市
別表十一鹿児島入国管理事務所の項の次に次のように加える。	
那覇入国管理事務所	那覇市
別表十二鹿児島入国管理事務所細島港出張所の項の次に次のように加える。	
那覇入国管理事務所那覇空港出張所	那覇市
那覇入国管理事務所名護出張所	名護市
那覇入国管理事務所平良港出張所	平良市
那覇入國管理事務所石垣港出張所	石垣市

(法務省設置法の一部改正)

第二十二条 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

別表三福岡法務局の項中「宮崎県」を「宮崎県 沖縄県」に改め、同表宮崎地方法務局の項の次に次のように加える。

(判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正)
 第二十三条 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のようにより改正する。
 本則中第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一を加える。

第三条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法規(以下この条において「沖縄法令」という。)の規定による裁判官、検察官又は弁護士の職にあつたときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの(沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数)は、裁判所法第四十一条の規定の適用については、簡易裁判所判事の在職の年数とみなし、同法第四十二条及び第四十四条の規定の適用については、判事補の在職の年数とみなす。

裁判所法第四十一条第三項の規定は、前項の規定により簡易裁判所判事の職にあつたものとみなす年数については、適用しない。
 沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

4 沖縄法令の規定による琉球上訴検察官事務

第五条第二項中「及び第三条の二」を「から第三条の三まで」に改める。
 第二十五条 国際海上物品運送法(昭和三十二年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。
 第三百六号の一部を次のように改正する。
 第一条中「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」を削る。

第二十六条 この法律の施行前に締結された船舶による物品運送契約で、船積港又は陸揚港が国際海上物品運送法の適用について本邦外にあるものとみなす地域を定める政令(昭和三十二年政令第三百五十号)で定められていた地域にあるものについては、前条の規定による改正後の国際海上物品運送法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)
 第二十七条 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八十三条 第二条第二項の改正規定を次のよう改める。
 第二条の見出し及び条名を削り、第一項に項名中「戸籍、恩給等」を「恩給」に改める。
 第一条を削る。

う検査の結果有害動物又は有害植物が附着していないと認め、又は省令で定める基準に従つて消毒したと認める旨を示す表示を附したものでなければ、他の地域へ移動してはならない。

2 前項の省令を定める場合には、第七条第四項の規定を準用する。
 (植物等の移動の禁止)

第十六条の三 省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるものとして省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、他の地域へ移動してはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の省令を定める場合には第七条第四項の規定を、前項ただし書の場合には同条第二項及び第三項の規定を準用する。

(船車等への積込み等の禁止)

第十六条の四 植物防疫官は、第十六条の二第一項又は前条第一項の規定に違反して植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれららの容器包装が移動されることを防止するため必要があると認めるときは、これらの物品を所持し、又は管理する者に対し、船車若しくは航空機にこれらの物品の積込み若しくは持込みをしないよう、又は船車若しくは航空機に積込み若しくは持込みをしたこれらの物品を取り卸すよう命ずることができる。

(廃棄処分)

第十六条の五 植物防疫官は、第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定に違反して移動された植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装を所持する者に對して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。

第三十六条第一項中「又は第十四条」を「第

十四条、第十六条の四又は第十六条の五」に改める。

第三十九条中「左の」を「次の」に改め、同号第二項中「をいい、「本邦」とは、外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第一号に規定する本邦」を

第一項に改め、同条第二号中「第七条第三項」の下に「(第十六条の三第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十条中「左の」を「次の」に改め、同号第二号中「第八条第七項」の下に「又は第十六条の四」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十六条の五の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十二条 前条の規定による改正後の植物防疫法第十六条の二第二項及び第十六条の三第二項において準用する同法第七条第四項の規定による公聴会は、この法律の施行前でも、前条の規定による改正後の植物防疫法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の省令を定めるために開くことができる。

(農地法の一一部改正)

第六十三条 農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

別表鹿児島県の項の次に次のように加える。

(沖縄原)

一・〇ヘクタール

第六十四条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表家畜の種類の欄中「牛」の下に「水牛」を加える。

(沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に關する特別措置法の一一部改正)

第六十五条 沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に關する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第六十六条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表家畜の種類の欄中「牛」の下に「水牛」を加える。

(沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に關する特別措置法の一一部改正)

第六十六条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表家畜の種類の欄中「牛」の下に「水牛」を加える。

(沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に關する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

入した者」に、「沖縄産糖で本邦に輸入されたもの」を「沖縄産糖」に改める。

第七項中「をいい、「本邦」とは、外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第一号に規定する本邦」を

第一項第一号に規定する事業団の壱戻しの価格で、この法律の施行の日の属する砂糖年度以前の砂糖年度に適用されるものの算定については、なお從前の例による。

(沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に關する特別措置法の廃止)

第六十六条 沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に關する特別措置法は、廃止する。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一一部改正)

第六十七条 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「政令で定める沖縄産のものを除く」を削る。

附則第二条の二を次のように改める。

(輸入に係る指定糖の兌戻しの価格の算定の特例)

第二条の二 第十条第一項第一号に規定する事業団の兌戻しの価格で、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に係る法律(昭和四十六年法律第二百一十九号)の施行の日の属する砂糖年度の翌砂糖年度に適用されるものの算定については、同条第二項中「当該年度の前年度における国内産糖」とあるのは「当該年度の前年度における国内産糖(沖縄産糖(沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に關する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二号)第七項に規定する沖縄産糖)を除き、本邦以外の地域から輸入に係る砂糖」とあるのは「輸入に係る砂糖(沖縄産糖を除き、本邦以外の地域から輸入された砂糖を含む。)」とする。

第三十二条の見出し中「及び鉢山保安監督部」を「鉢山保安監督部等」に改め、同条第三項中「及び鉢山保安監督部等」に改め、同条第三項中「及び鉢山保安監督部」を「鉢山保安監督部及び那覇鉢山保安監督事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第二項の次に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、那覇鉢山保安監督事務所を置く。

第三十三条第三項中「又は鉢山保安監督部」を

等に關する特別措置法第七項に規定する沖縄産糖については、第十九条第一項の規定は、適用しない。

第六十八条 砂糖の価格安定等に関する法律第十一条第一項第一号に規定する事業団の壱戻しの価格で、この法律の施行の日の属する砂糖年度以前の砂糖年度に適用されるものの算定については、なお從前の例による。

(漁業法の一一部改正)

第六十九条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「二十七メートル」の下に「(沖縄県にあつては、十五メートル)」を加える。

第八章 通商産業省関係

(通商産業省設置法の一一部改正)

第七十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二十二条第四項中「及び鉢山保安監督部」を「鉢山保安監督部等」に改める。

第二十二条第四項中「以上の通商産業局」の下に「(沖縄総合事務局を含む。以下この項及び第三十三条第四項において同じ。)」を加える。

第二章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二章第三節第二款の款名を次のように改める。

第三十二条の見出し中「及び鉢山保安監督部等」に改め、同条第三項中「及び鉢山保安監督部」を「鉢山保安監督部等」に改め、同条第三項中「及び那覇鉢山保安監督事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第二項の次に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、那覇鉢山保安監督事務所を置く。

第三十三条第三項中「又は鉢山保安監督部」を

846 875 884 938

846 875 884 938

846 875 884 938

846 875 884 938

846 875 884 938

846 875 884 938

846 875 884 938

三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え

る。

2 前項に規定するもののほか、当分の間、郵政省に、地方支分部局として、沖縄郵政管理事務所を置く。

第十三条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「地方電波監理局」の下に「及び沖縄郵政管理局事務所」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「及び地方電波監理局」を、「地方電波監理局及び沖縄郵政管理局事務所」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第十条の二第二十号」を「第十条の二第一項第十号」に、「前項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 沖縄郵政管理局事務所は、那覇市に置く。

5 沖縄郵政管理局事務所の管轄区域は、沖縄県とする。

第十九条第一項の表電波監理審議会の項中「地方電波監理局長」の下に「若しくは沖縄郵政管理局事務所長」を加える。

(公衆電気通信法の一部改正)

第八十三条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のよう改正する。

第五条の次に次の二項を加える。

(公社及び会社が行なうことができる公衆電気通信業務の範囲)

第五条の二 公衆電気通信業務のうち公社が行なうことができるものは、国際電気通信業務以外のものとする。

2 公衆電気通信業務のうち会社が行なうことができるものは、国際電気通信業務とする。

第十一条を次のように改める。

会社は、前条の規定により公社に国際電気通信業務を委託しようとするときは、その契約の内容たる重要な事項で郵政省令で定めるものについて、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとき

きも、同様とする。

第十一條の前見出しが「(国際電気通信業務に関する条約)」に改める。

第十二条を次のよう改める。

第十二条 削除

第六十九条第一項中「公社又は」を削る。

第七十四条第一項中「若しくは減免したとき、又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したとき」を「又は減免したとき」に改める。

第一百八条中「公社又は」を削る。

(郵政省設置法の一部改正に伴う郵便法の一部改正)

第八十四条 郵便法(昭和二十四年法律第六十五号)の一部を次のよう改正する。

第五十一条第二項並びに第五十四条第一項及び第二項中「又は郵便局」を「若しくは郵便局又は沖縄郵政管理局事務所」に改める。

第八十五条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のよう改正する。

(郵政省設置法の一部改正に伴う簡易郵便局法の一部改正)

第二十条第二項中「地方郵政監察局」の下に「又は沖縄郵政管理局事務所」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う地方郵政監察局の一部改正)

第四十一条第二項並びに第五十四条第一項及び第二項中「又は郵便局」を「若しくは郵便局又は沖縄郵政管理局事務所」に改める。

第八十六条 郵便貯金法(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のよう改正する。

(郵政省設置法の一部改正に伴う郵便貯金法の一部改正)

第二十条第二項中「地方貯金局」の下に「又は沖縄郵政管理局事務所」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う地方貯金局の一部改正)

第四十一条第二項並びに第五十四条第一項及び第二項中「又は郵便局」を「若しくは郵便局又は沖縄郵政管理局事務所」に改める。

第九十条 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のよう改正する。

第三条第二項中「地方郵政局長」の下に「沖縄郵政管理局事務所長」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う簡易生命保険法の一部改正)

第四十一条第二項並びに第五十四条第一項及び第二項中「又は郵便局」を「若しくは郵便局又は沖縄郵政管理局事務所」に改める。

第八十七条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第九十三条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百二十五条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第九十四条 この法律の施行の日から起算して五年間は、前条の規定による改正後の放送法第十五条第一項中「十二人」とあるのは「十三人」と、同法第十六条第二項中「八人」とあるのは「九人」と、同法第二十七条第二項中「九人以上」とあるのは「十人以上」と、同法別表中「六」熊本県・長崎県・福岡県・大分県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県の一部を次のよう改正する。

(放送法の一部改正に伴う別表中「鹿児島県・沖縄県」の一部改正)

第五百二十五条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第五百二十六条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第五百二十七条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第五百二十八条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第五百二十九条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第五百三十条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第五百三十二条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第五百三十三条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

過措置は、政令で定める。
(沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律の廃止)

第八十九条 沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律の廃止

無償貸付けに関する法律の廃止

(郵政省設置法の一部改正に伴う電波法の一部改正)

第九十二条 電波法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第一百四条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第一百四十五条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第九十六条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百二十五条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第九十七条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百二十六条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第九十八条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百二十七条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第九十九条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百二十八条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第一百〇〇条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百二十九条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第一百〇一 東北地方の各県の名称

第一項中「北海道」の下に「八」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「六」熊本県・長崎県・福岡県・大分県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

「七」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「八」北海道

「九」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一〇」北海道

「一一」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一二」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一三」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一四」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一五」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一六」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一七」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一八」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一九」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「二〇」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「二一」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「二二」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「二三」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「二四」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「二五」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「二六」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「二七」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

十九号)の一部を次のよう改正する。

第三条第二項中「地方郵政局長」の下に「沖縄郵政管理局事務所長」を加える。

(郵政省設置法の一部改正に伴う電波法の一部改正)

第九十二条 電波法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第一百四条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百二十五条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第九十三条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百二十六条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第九十四条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百二十七条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第九十五条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百二十八条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第九十六条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百二十九条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第九十七条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百三十条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第九十八条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百三十二条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第九十九条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百三十三条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第一百〇〇条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)の一部を次のよう改正する。

第五百三十四条「五百二十五キロサイクル」を「五百二十五キロサイクル」に改める。

(放送法の一部改正)

第一百〇一 東北地方の各県の名称

第一項中「北海道」の下に「八」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「六」熊本県・長崎県・福岡県・大分県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

「七」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「八」北海道

「九」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一〇」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一一」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一二」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一三」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一四」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一五」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一六」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一七」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一八」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「一九」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

「二〇」宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県

二 旧法等の規定による退職年金又は廃疾年金
前項本文に規定する復帰更新組合員又は当該復帰更新組合員であつた者が死亡したことにより遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額(同項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。
(沖縄の復帰に伴う経過措置等の政令への委任)

(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う社会保険労務士法の一部改正)

第九十九条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のようにより改正する。
別表第一中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十号の二を第二十号とし、第二十号の三を第二十号の二とし、第二十号の四を第二十号の三とし、第二十条の五を第二十号の四とする。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う炭鉱離職者臨時措置法の一
部改正）

第一百条 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法
律第八十九号）の一部を次のように改正する。

に關する施行法（昭和三十七年法律第二百五十三号）の一部を次のようく改正する。

目次中「第十一章 国の職員等であつた者に關する経過措置（第二百三十二条・第二百三十三条）」を第十一章（國の職員等であつた者に關する経過措置（第二百三十二条・第二百三十三条））を第一十一章（琉球政府等の職員であつた者に關する経過措置（第二百三十二条・第二百三十三条））に、「第二百四十二条の二」を「第二百四十三条の三」とし、「第二百四十三条の二十四」を「第二百四十三条の二十四」に改める。

第十一章の次に次の二章を加える。

第十一章の二 琉球政府等の職員であつた者に關する経過措置

して自治大臣の定めるものに係る特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による長期給付については、別段の定めがあるもののほか、なお從前の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は沖縄県市町村職員共済組合が支給する。

前項に規定する者たち沖縄の共済法の規定による退職一時金の支給を受けた者その他これに準ずるものとして政令で定める者(同一項の規定により通算退職年金の支給を受けた者を除く。)については、政令で定めるところにより、同項の組合が新法の規定による通算退職年金を支給する。

第九十八条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百二十六号)の一部を次法(昭和三十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号)第五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。」を削る。

（地方行政連絡会議法の一部改正）
第三百四条 地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第三十八号）の一部を次のよう改正する。
別表九州地方行政連絡会議の項中「及び鹿児島県」を「鹿児島県及び沖縄県」に改める。
(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

りその施行の日に組合の組合員となり、引き続き組合の組合員であるものをいう。

2 復帰更新組合員に対して新法の長期給付に適用する規定を適用する場合における必要な経過措置等については、この章に定めるところによる。

(特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた給付の取扱い)

第一百三十二条の三 沖縄の共済法の適用を受けている者のうち地方公務員に相当するものと

(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働省設置法の一部改正) 第九十七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のよう改正する。

第十一条第一項第五号の二を削る。

第十八条第一項中「沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(これに基づく命令を含む)」を削る。

(冲縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止)
第五十九条第四項を削る。

に關する法律（昭和四十六年法律第
二号）をいう。

二 沖縄の共済法 特別措置法の施行の日前
に沖縄県の区域に施行されていた新法の規
定による長期給付に相当する給付に關する
沖縄法令をいう。

三 沖縄の組合員 沖縄の共済法の規定に基
づく公務員等共済組合又は公立学校職員共
済組合の組合員をいう。

四 復帰更新組合員 特別措置法の規定によ

までに定めるもののはか、復帰更新組合員その他政令で定める沖縄の組合員であつた者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に関する経過措置その他の長期給付に関する必要

(冲縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う港湾労働法の一部改正)
第一百一十二条 港湾労働法(昭和四十年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

(定義)
第一百三十二条の二 この章、第十三章及び第十一
三章の二において、次の各号に掲げる用語の
意義は、当該各号に定めるところによる。
一 特別措置法 沖縄の復帰に伴う特別措置

百五十二人」に、「百五十人」至「百五十二人」に改める。
 附則第二項中「四百八十六人」を「四百九十一人」に改める。

別表第一鹿兒島県の選挙区及び議員数の項の
 次に次のように加える。
 沖縄県 五人
 別表第二に次のように加える。
 沖縄県 二人

(沖縄住民の国政参加特別措置法の廃止)

第百七条 沖縄住民の国政参加特別措置法(昭和四十五年法律第四十九号)は、廃止する。

第一百八条 この法律の施行の際旧沖縄住民の国政
 参加特別措置法第三条の規定により衆議院議員
 又は参議院議員とされていた者は、第百六条の
 規定による改正後の公職選挙法の規定により沖
 縄県を選挙区としてそれぞれ選挙された衆議院
 議員又は参議院議員とみなす。この場合におい
 て、これらの者の任期は、同条の規定による改
 正後の公職選挙法第二百五十六条及び第二百五
 十七条の規定にかかわらず、これらの者のこの
 法律の施行の日の前日における衆議院議員又は
 参議院議員としての任期による。

(運輸省設置法の一一部改正に伴う消防法の一部
 改正)

第一百九条 消防法(昭和二十三年法律第八十六
 号)の一部を次のよう改正する。

第二十二条第一項中「管区気象台長」の下
 に「沖縄気象台長」を加える。

第十三章 雜則

(政令への委任)
 第百十条 この法律に定めるもののほか、この法
 律による法令の改正又は廃止に伴い必要な経過
 措置については、政令で必要な規定を設けるこ
 とができる。

1 附 則
 (施行期日)
 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に適用する

昭和四十六年十二月三十日 衆議院会議録第二号(二) 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に因する法律案

百五十二人」に、「百五十人」至「百五十二人」に改める。

附則第二項中「四百八十六人」を「四百九十一人」に改める。

別表第一鹿兒島県の選挙区及び議員数の項の
 次に次のように加える。

沖縄県 五人
 別表第二に次のように加える。

沖縄県 二人

(沖縄住民の国政参加特別措置法の廃止)

第百七条 沖縄住民の国政参加特別措置法(昭和四十五年法律第四十九号)は、廃止する。

第一百八条 この法律の施行の際旧沖縄住民の国政
 参加特別措置法第三条の規定により衆議院議員
 又は参議院議員とされていた者は、第百六条の
 規定による改正後の公職選挙法の規定により沖
 縄県を選挙区としてそれぞれ選挙された衆議院
 議員又は参議院議員とみなす。この場合におい
 て、これらの者の任期は、同条の規定による改
 正後の公職選挙法第二百五十六条及び第二百五
 十七条の規定にかかわらず、これらの者のこの
 法律の施行の日の前日における衆議院議員又は
 参議院議員としての任期による。

(運輸省設置法の一一部改正に伴う消防法の一部
 改正)

第一百九条 消防法(昭和二十三年法律第八十六
 号)の一部を次のよう改正する。

第二十二条第一項中「管区気象台長」の下
 に「沖縄気象台長」を加える。

第十三章 雜則

(政令への委任)
 第百十条 この法律に定めるもののほか、この法
 律による法令の改正又は廃止に伴い必要な経過
 措置については、政令で必要な規定を設けるこ
 とができる。

1 附 則
 (施行期日)
 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に適用する

日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発
 生の日から施行する。ただし、第十一条、第十一
 条及び第十九条の規定は同日から起算して一年
 をこえない範囲内において政令で定める日か
 ら、第六十二条及び次項の規定は昭和四十七年
 十月一日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府

行政主席に通知しなければならない。

布の日から、第六十六条の規定は同日から起算して一年

十月一日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府

行政主席に通知しなければならない。

第十章 則則(第五十七条・第六十二条)
 附則 第一章 総則

第一条 この法律は、沖縄の復帰に伴い、沖縄の
 特殊事情にかんがみ、総合的な沖縄振興開発計
 画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する
 等特別の措置を講ずることにより、その基礎条
 件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した
 沖縄の振興開発を図り、もつて住民の生活及び
 職業の安定並びに福祉の向上に資することを目
 的とする。

(定義)

第二条 この法律において「沖縄」とは、沖縄県の
 区域をいう。

2 この法律において「離島」とは、沖縄にある島
 のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものを
 いう。

3 この法律において「中小企業者」とは、中小企
 業基本法(昭和三十八年法律第二百五十四号)第二
 条第十条の規定に定める者(政令で定める業種ごとに政令
 で定める金額以下の会社並びに常時使用する從
 業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下
 の会社及び個人)並びに企業組合及び協業組合
 をいう。

4 第二章 振興開発計画及び振興開発事業
 第五章 産業振興のための特別措置(第十一
 条第一款)

2 内閣総理大臣は、前項の振興開発計画の案に
 して十箇年を日途として達成されるような内
 容のものでなければならぬ。

(振興開発計画の決定及び変更)

3 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したと
 きは、これを沖縄県知事に通知するものとする。

4 前三項の規定は、振興開発計画が決定された
 後特別の必要が生じたことによりこれを変更す
 る場合に準用する。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

5 振興開発計画に基づく事業のうち、別表
 に掲げるるもので政令で定めるものに要する経費
 について國が負担し、又は補助する割合は、當
 該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表
 に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とす
 る。この場合において、当該事業に要する経費
 に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助

五 水資源及び電力その他のエネルギー資源の
 開発に関する事項

六 都市の整備に関する事項

七 会福施設の整備並びに医療の確保に関する
 事項

八 職業の安定に関する事項

九 教育及び文化の振興に関する事項

十 防災及び国土の保全に係る施設の整備に
 する事項

十一 観光の開発に関する事項

十二 離島の振興に関する事項

十三 自然環境の保護及び公害の防止に関する
 事項

十四 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開発に因る必要な事項

15 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

16 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

17 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

18 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

19 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

20 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

21 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

22 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

23 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

24 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

25 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

26 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

27 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

28 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

29 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

30 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

31 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

32 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

33 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

34 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

35 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

36 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

37 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

38 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

39 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

40 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

41 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

42 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

43 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

44 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

45 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

46 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

47 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

48 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

49 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

50 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

51 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

52 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

53 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

54 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

55 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

56 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

57 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

58 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

59 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

60 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

61 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

62 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

63 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

64 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

65 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

66 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

67 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

68 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

69 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

70 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

71 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

72 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

73 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

74 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

75 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

76 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

77 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

78 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

79 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

80 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

81 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

82 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

83 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

84 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

85 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

86 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

87 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

88 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

89 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

90 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

91 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

92 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

93 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

94 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

95 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

96 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

97 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

98 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

99 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

100 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興
 開發に因る必要な事項

す、政令で特別の定めをすることができる。

2 國は、前項に規定する事業のほか、振興開発

計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

3 沖縄における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に対して國がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する國の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合には、同条の規定にかかるらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により國がその経費の一部を負担する場合には、当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する國の負担率は、同条の規定にかかるらず、五分の四とする。

4 沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十九号)第三条第一項及び第二項第一号又は第二号の規定により沖縄県に対して國がその費用の一部を補助する場合における國が行なう補助の比率は、同項第一号又は第二号の規定にかかるらず、十分の八とする。

5 國は、海岸法(昭和三十一年法律第二百一十号)第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業(同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。)と合併して施行する必要があるものに要する経費については、政令で定めることにより、その十分の六以内を負担するものとする。

(沖縄の道路に係る特例)

第六条 振興開発計画に基づいて行なう県道又は

市町村道の新設又は改築で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄

公共団体に対して國がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する國の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合には、同法第十八条第一項に規定する道路管理権者(道路

2 前項の指定は、当該道路の道路管理権者(道路

3 建設大臣は、第一項の規定により道路の新設

4 又は改築を行なう場合には、政令で定め

5 新設又は改築に要する費用については、國は、

政令で定めるところにより、当該道路管理権者に代わつてそ

の権限を行なうものとする。

4 第一項の規定により建設大臣が行なう道路の

5 又は改築を行なう場合には、政令で定め

6 第一項の規定により建設大臣が自ら新築する

ダムについては、特定多目的ダム法(昭和三十

二年法律第三十五号)第二条第一項中「河川法第

九条第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七条第一項」と、同法第八条中「河川法第六

十条第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七条第五項」と、「同法第六十条第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「一から同法第七条第四項の政令で定める國の負担割合を控除した割合」と読み替えて、同法を適用する。

7 建設大臣は、河川法第十条の規定にかかる

ず、前項の規定により特定多目的ダム法の適用

を受けるダムの管理を行なうことができる。

8 前項の規定により建設大臣が管理するダムの

管理に要する費用のうち、河川法第五十九条の

規定により沖縄県が負担すべきものについて

は、國は、同条の規定にかかるらず、政令で定

めることにより、その全部又は一部を負担す

ることができる。

(沖縄の河川に係る特例)

第七条 振興開発計画に基づいて行なう二級河川

の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興開発

のため特に必要なものとして建設大臣が沖

は、政令で定めるところにより、沖縄県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

4 第一項の規定により建設大臣が行なう河川の改良工事、維持又は修繕に費する費用について

は、國は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は河川法に規定する負担割合以上

の負担を行なうことができる。

5 前項の規定により國がその費用の一部を負担することとなる場合においては、沖縄県は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

6 第一項の規定により建設大臣が自ら新築する

ダムについては、特定多目的ダム法(昭和三十

二年法律第三十五号)第二条第一項中「河川法第

九条第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七条第一項」と、同法第八条中「河川法第六

十条第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七条第五項」と、「同法第六十条第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「一から同法第七条第四項の政令で定める國の負担割合を控除した割合」と読み替えて、同法を適用する。

7 建設大臣は、河川法第十条の規定にかかる

ず、前項の規定により特定多目的ダム法の適用

を受けるダムの管理を行なうことができる。

8 前項の規定により建設大臣が管理するダムの

管理に要する費用のうち、河川法第五十九条の

規定により沖縄県が負担すべきものについて

は、國は、同条の規定にかかるらず、政令で定

めることにより、その全部又は一部を負担す

ることができる。

(沖縄の河川に係る特例)

第七条 振興開発計画に基づいて行なう二級河川

の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興開発

のため特に必要なものとして建設大臣が沖

は、國は、同条の規定にかかるらず、建設計画

のため特に必要なものとして建設大臣が沖

は、國は、同条の規定にかかるらず、建設計划

のため特に必要なものとして建設大臣が沖

第五十二条第一項の規定にかかるらず、運輸大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行なうものとする。

3 第一項の規定により運輸大臣が行なう港湾工事に要する費用のうち、水域施設外かく施設、

けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものにつ

いては、國は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は港湾法に規定する負担割合の全額を負担する。

4 前項の規定により、國がその費用の一部を負

担することとなる場合には、第一項の規定によ

るところにより、運輸大臣がその港湾工事を行なう港湾工事の全額を負担し、又は港湾法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

5 前項の規定により、國がその費用の一部を負

担することとなる場合には、第一項の規定によ

るところにより、運輸大臣がその港湾工事を行なう港湾工事の全額を負担し、又は港湾法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

6 第一項に規定する港湾工事によって生じた上

つて生じた土地又は工作物(公用に供するため

國が必要とするものを除く。)については、港湾

管理者が負担した費用の額に相当する額の範

囲内の額を減額した額で港湾管理者に譲渡す

その残額を負担する。

7 運輸大臣は、第一項に規定する港湾工事によ

つて生じた土地又は工作物(公用に供するため

國が必要とするものを除く。)については、港湾

管理者が負担した費用の額に相当する額の範

囲内の額を減額した額で港湾管理者に譲渡す

その残額を負担する。

8 港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規

定により港湾管理者が管轄することとなる場合

に準用する。

9 第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(沖縄の港湾に係る特例)

第八条 振興開発計画に基づいて行なう港湾工事

のため特に必要なものとして建設大臣が沖

は、港湾法に規定する港湾工事のため特に必要な

ものとして建設大臣が沖

は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者

地、道路、港湾施設、工業用水道、通信運輸施設及び工業開発地区内の工場に使用される者に対し、その就業上必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第十八条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、工業開発地区内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該工業開発地区内の工業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

(中小企業の業種別の振興)

第十九条 国係行政機関の長は、沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各号に該当する業種であつて政令で定めるもの(以下第二十一条までにおいて「指定業種」といふ。)に属する沖縄の中小企業について、近代化基本計画を定めなければならない。

一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部

分が中小企業者によつて行なわれて、いること。

二 当該業種に属する沖縄の中小企業の生産性の向上を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。

三 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第三条第一項の政令で定める業種に該当しないものであること。

2 中小企業近代化促進法第三条第二項から第四項まで、第四条及び第五条の規定は前項の近代化基本計画について、同法第七条、第八条第一項及び第三項並びに第十七条第一項、第二項及び第四項の規定は指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者について準用する。この場合において、同法第四条第一項、第五条第一項及び第七条第三項中「中小企業近代化審議会」とあり、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」

「審議会」と読み替えるものとする。

3 前二項及び次条の規定に係る国係行政機関の者を中小企業近代化促進法第八条第四項に規定する中小企業者又は法人とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第六十六条の一、第六十六条の四及び第八十一条の規定を適用する。

二項の勧告又は報告の徵収に関しては、当該勧告又は報告の徵収の対象となる者の行なう事業を所管する大臣(その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその組合会であるときは、その対象となる者の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)とする。

第三十条 指定業種のうちその業種に属する沖縄の中小企業の構造改善を図ることが緊急に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの(以下この条において「特定業種」といいう。)に属する事業を行なう沖縄の中小企業者を構成員とする商工組合その他の政令で定める法人(以下この条において「商工組合等」という。)は、

その構成員たる中小企業者が行なう特定業種に属する事業に係る生産又は経営の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他構造改善に関する事業について構造改善計画を作成し、これを国係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることがで

き。

二 第十九条第二項において準用する中小企

業近代化促進法第八条第一項若しくは前条第二項において準用する同法第八条第二項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人

2 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企

業者については、その者を中小企業近代化促進法第九条に規定する中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第十三条、第十三条の二、第四十五条の二及び第四十六条の規定を適用する。

3 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企

業者(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項第二号に掲げるもの(企業組合を除く。)及び同項第四号から第七号までに掲げるものを含む。)については、その者を同条第三項に規定する近代化国際中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、同法第三条の五から第十二条までの規定を適用する。

この場合において、同法第十七条第四項中

「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」と読み替えるものとする。

(課税の特例等)

第二十一条 次の各号に掲げる者については、その者を中小企業近代化促進法第八条第四項に規定する中小企業者又は法人とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第六十六条の一、第六十六条の四及び第八十一条の規定を適用する。

一 第十九条第二項において準用する中小企

業近代化促進法第八条第一項若しくは第三項又は前条第二項において準用する同法第八条第一項若しくは第三項の承認を受けた中小企

業者

二 第十九条第二項において準用する中小企

業近代化促進法第八条第一項若しくは前条第二項において準用する同法第八条第二項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人

2 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企

業者については、その者を中小企業近代化促進法第九条に規定する中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第十三

条、第十三条の二、第四十五条の二及び第四十

六条の規定を適用する。

3 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企

業者(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項第二号に掲げるもの(企業組合を除く。)及び同項第四号から第七号までに掲げるものを含む。)については、その者を同条第三項に規定する近代化国際中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、同法第三条の五から第十二条までの規定を適用する。

この場合において、同法第十七条第四項中

「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」と読み替えるものとする。

のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第四章 自由貿易地域

第二十三条 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、国係行政機関の長に協議して、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域を自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならぬ。

(自由貿易地域における事業の認定)

第二十四条 自由貿易地域内において事業を行なうとする者は、当該事業を当該地域内で行なうことが適当である旨の沖縄開発庁長官の認定を受けることができる。

2 沖縄開発庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 第二項の認定を受けることができる者の要件

3 第二項の認定を受けることができる者(以下「認定保稅地城等」と定める。

2 沖縄開発庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 第二項の認定を受けることができる者の要件

3 第二項の認定を受けることができる者(以下「認定保稅地城等」と定める。

2 税關長は、國稅法の実施を確保する上に支障する施設(政令で定めるものを除く。)で國又は地方公共團體が所有し、又は管理するもの

は、國稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第三条第一項に規定する指定保稅地城とみなす。

2 税關長は、國稅法の実施を確保する上に支障する施設のうち必要と認められる部分につき、同

法第四十二条第一項、第五十条、第五十六条第一項又は第六十二条の二第二項に規定する保税上屋、保税倉庫、保税工場又は保税展示場の許

可とするものとする。

(自由貿易地域投資損失準備金)

第二十六条 内国法人は、第二十四条第一項の認定を受けた法人で自由貿易地域内に本店若しくは主たる事務所を有するものの株式又は出資を当該認定後五年以内に取得した場合には、当該株式又は出資については、租税特別措置法で定める自由貿易地域投資損失準備金を設けることができる。(準用)

第二十七条 第十四条及び第十五条の規定は、自由貿易地域について準用する。

第二十八条 国は、必要があると認めるときは、自由貿易地域となるべき地域の土地を造成、自由貿易地域内の施設の整備その他自由貿易地域内の土地及び施設に関する事業を行なうことを目的とする特別の法人を設けるものとする。

2 前項の特別の法人に關し必要な事項は、別に法律で定める。

第五章 電気事業振興のための特別措置

第一節 電気事業の助成

(資金の確保等)

第二十九条 国及び地方公共団体は、電気事業(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十九号)第二条第五項に規定する電気事業をいう。以下同

第三十一条 会社の取締役及び監査役

(政府所有の株式の後回)

第三十五条 会社は、法人に対する政府の財政援

助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二

十四号)第一条の規定にかかわらず、毎營業年

度における配当することができる利益金額が政

府以外の者の所有する株式に対し年百分の十の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し

年百分の十の割合で配当をした後、なお配当す

ることができる利益金があるときは、政府の所

有する株式に対して年百分の十の割合に達する

まで政府の所有する株式に対する配当にあてな

る。

第三十条 第十四条の規定は、電気事業者(電気事業法第二条第六項に規定する電気事業者をいう。)が電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した場合における当該設備について準用する。

第二節 沖縄電力株式会社

(会社の目的)

第三十二条 沖縄電力株式会社は、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保するため、電気事業及びこれに附帯する事業を営むことを目的とする株式会社とする。

第三十三条 沖縄電力株式会社(以下「会社」といふ。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内において、会社に対し(商号の使用制限)

第三十四条 会社の取締役は、四人以内、監査役は、一人とする。

2 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任は、一人とする。

3 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は専業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(準用)

第三十六条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第十五条第五項、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条及び第三十五条の規定は、会社について準用する。

2 同法第三十五条の三中「第十四条第二項及び第二十二条第一項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

3 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

4 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

5 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

6 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

7 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

8 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

9 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

10 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

11 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

12 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

13 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

14 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

15 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

16 同法第三十五条の三中「第十四条第二項」とあるのは、「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

の事業であつて國自ら又は國の負担金の交付を受け、若しくは國庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業

について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの失業者の数との比率(以下この条において「吸収率」という。)を定めることができる。

2 吸収率の定められている事業を計画実施する國又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において同じ。)は、公共職業安定所の紹介により、つねに吸収率に該当する

2 吸収率の定められている事業を計画実施する國又は地方公共団体等は、前項の規定により雇入を必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合は、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

3 吸収率の定められている事業を計画実施する國又は地方公共団体等は、前項に定めるもののはか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

4 前三項に定めるもののはか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

5 前三項に定めるもののはか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

6 前三項に定めるもののはか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

7 前三項に定めるもののはか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

8 前三項に定めるもののはか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

9 前三項に定めるもののはか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

10 前三項に定めるもののはか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

11 前三項に定めるもののはか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

12 前三項に定めるもののはか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

13 前三項に定めるもののはか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

14 前三項に定めるもののはか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(自由貿易地域投資損失準備金)

イ 沖縄の復帰に伴い、一定の事業を行なうことについての制限又は禁止を定めている本邦の法令の規定が新たに沖縄に適用されることとなつたため、從前行なつていた事業が行なえなくなり、若しくは当該事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、又は從前の沖縄と本邦との間の輸出若しくは輸入に關する通関手続の代理事務が消滅したことにより、やむなく失業するに至つた者であること。

ロ 沖縄の復帰に伴い、沖縄において適用された輸入の制限又は禁止に關する法令で、既に輸入の制限又は禁止に準ずる政令で失効したことその他のこれに準ずる政令で定める事由が発生したためその事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、政令で定める期間内にやむなく失業するに至つた者であること。

ハ 琉球列島米国民政府の廃止、昭和四十六年六月十七日以後における沖縄にあるアメリカ合衆国軍の撤退、部隊の縮小又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、やむなく失業するに至つた者であつて政令で定める要件に該当するものであること。

二 前号の規定に該当することとなつた日まで、一年以上引き続き、同号イの事業若しくは事務に従事し、同号ロの事業に従事し、又は同号ハの政令で定める要件に該当していた者であること。

三 手帳は、当該手帳を受けた者が前項第一号の規定に該当することとなつた日がこの法律の施行の日前であるときは、この法律の施行の日の前日)の翌日から起算して三年を経過したとき、又は公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が労働の意思若しくは能力を有しなくなつたことその他労働省令で定める事由に該当すると認めたときは、その効力を失う。前二項に定めるもののほか、手帳の発給の中

請その他の手帳に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導の実施)

第四十二条 公共職業安定所は、手帳の發給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対し、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するため必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行なうものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に、就職促進手当の支給

対して、公共職業訓練施設の行なう職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するた

めに必要な事項を指示することができる。

3 第四十三条 国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るために必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

4 第四十四条 就用促進事業団は、雇用促進事業団による援護業務

を支給する。

(雇用促進事業団による援護業務)

第五章 手帳所持者の就業環境の適応化

第一節 手帳所持者の就業環境の適応化

一 職業訓練(手帳所持者を作業環境に適応させることを目的とする訓練を含む)を受ける手帳所持者に対し、その就業訓練手当その他の手当を支給するこ

と。

二 就職又は知識若しくは技能の習得をするために移転する手帳所持者に対する移転資金を支給すること。

三 手帳所持者が事業を開始する場合において、自賃支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

四 手帳所持者が公共職業安定所の紹介により行なうこと。

五 公共職業安定所の紹介により手帳所持者を

雇い入れる沖縄の事業主に対し雇用奨励金を支給すること。

六 手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を行なう事業主に對して職場適応訓練費を支給すること。

七 沖縄の失業者に對して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に關し必要な協力を行なうこと。

八 沖縄の失業者に對して再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

九 沖縄の失業者に對して生活の指導を行なうこと。

十 前各号に附帯する業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に關する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

十二 國は、雇用促進事業団に対して前項に規定する業務を行なうこと。

十三 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

十四 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

十五 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

十六 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

十七 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

十八 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

十九 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

二十 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

二十一 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

二十二 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

二十三 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

二十四 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

二十五 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

二十六 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

二十七 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

二十八 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

二十九 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

三十 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

三十一 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

三十二 國は、雇用促進事業団に對して前項に規定する業務を行なうこと。

6 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

7 第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

8 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

9 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

10 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

11 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

12 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

13 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

14 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

15 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

16 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

17 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

18 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

19 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

20 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

21 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

22 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

23 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

24 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

25 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

26 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

27 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

28 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

29 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

30 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

31 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

32 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

33 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

34 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

35 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

36 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

37 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

38 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第十四条第三号の規定の適用については、同法第十九条の二の規定に基づいて再就職促進手当又は前号の手当又は前号の手当の支給を受ける。

のうち、当該市町村の区域の振興開発のため特に必要があるものとして関係行政機関の長が沖縄開発庁長官に協議して指定した市町村道等に係るものについては、他の法令の規定にかかるらず、沖縄県が行なうことができる。前項の市町村道等の指定は、沖縄県知事が、關係市町村長との協議がととのつた場合において提出する申請に基づいて行なうものとする。

沖縄県は、第一項の規定により市町村道の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつて、その権限を行なうものとする。この場合において、沖縄県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、沖縄県知事が行なう。第一項の規定により沖縄県が行なう市町村道等の新設又は改築に要する費用は、沖縄県が負担する。

前項に規定する費用に係る国の負担又は補助については、第一項の規定により指定された市町村道等の新設又は改築を県道又は県が管理する農道、林道若しくは漁港閑道の新設又は改築とみなす。

(無医地区における医療の確保)

第四十九条 沖縄県知事は、振興開発計画に基づいて、無医地区に関する、次に掲げる事業を実施しなければならない。

一 診療所の設置

二 患者輸送車(患者輸送船を含む。)の整備

三 定期的な巡回診療

四 保健婦の配置

五 公的医療機関の協力体制の整備

六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一 医師又は歯科医師の派遣

二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

三 国及び沖縄県は、無医地区における診療に從事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 沖縄県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。

5 第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖縄県が負担する。

6 国は、前項の費用のうち第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

(交通の確保)

第五十条 国の行政機関の長は、沖縄県の市町村が、その区域内で他の一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者がない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を經營し、又は自家用自動車を共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)に基づく免許、許可又は認可(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)について適切な配慮をするものとする。

(第五十一条 第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、沖縄県が、離島の地域及びその他他の地域のうち過疎地域対策緊急措置法第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が自治大臣に協議して指定した地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行なう個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又は事業税に係る不均一の課税をした場合において、これらの方の措置が政令で定める場合に該当するものと認められるとき、各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 沖縄振興開発審議会

(沖縄振興開発審議会の設置及び権限)

第五十二条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他の沖縄の振興開発に関する重要な事項を調査審議するため、沖縄開発庁に沖縄振興開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、沖縄の振興開発に關する重要な事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

3 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一 関係行政機関の職員

二 沖縄県知事

三 沖縄県議会議長

四 沖縄県の市町村長を代表する者

五 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者

六 学識経験のある者

七 一人以上

2 前項第四号から第六号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を總理する。

5 委員は、非常勤とする。

第九章 雜則

(土地の利用についての配慮)

第五十四条 国及び地方公共団体は、沖縄において土地(公有水面を含む。)をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

(他の法律の適用除外)

第五十五条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)、後進地域の開発に関する公共事業に係る國の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に關する法律(昭和三十七年法律第百八十八号)、新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)、奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)、過疎地域対策緊急措置法及び農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)は、沖縄については、適用しない。

2 國土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)、中都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画に係る部分は、沖縄については、適用しない。

(政令への委任)

第五十六条 この法律に定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第五十七条 第十九条第二項及び第二十条第二項において準用する中小企業近代化促進法第十七条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第五十八条 会社の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を追徴する。

第五十九条 前条第一項のわいろを供与し、又はその中込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十条 第三十六条において準用する電源開発促進法第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、三十万円以下

の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
1. 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十二条 第三十三条の規定による命令に違反したとき。
1. 法第十五条第五項、第三十条、第三十一条又は第三十三条の規定に違反したとき。
2. 第三十六条において準用する電源開発促進法第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。
3. 第六十二条 第三十三条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する。

する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(附則第十九条第五項及び第十二項において「協定」という。)の効力発生の日から施行する。ただし、第五章第二節、第五十八条から第六十二条まで、次条、附則第八条、附則第十条及び附則

第十九条の規定は、公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知) 第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球

政府行政主席に通知しなければならない。

(この法律の失効)

第三条 この法律は、昭和五十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

2 次の表の上欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

第四条 第十三号の三中「又は勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)」を、「勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二号)」に改め、同条第四十一条の二の次の一号を加える。

四十一の三 沖縄振興開発特別措置法に基づいて、沖縄の労働者の職業の安定を図るために必要な措置に関する計画を作成すること。

第五条から第八条まで、第四十八条及び第四十九条

度以後に繰り越される國の負担金又は補助金に係るもの

第七条第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム

第七条第六項

第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条並びに第四十七条第一項

第四十四条

昭和五十七年三月三十一日以前に開始された

第四十四条第一項に規定する雇用促進事業團の業務(当該業務が終了するまでの間に行なわれるものに限る。)

この法律の失効前に手帳の発給を受けた者に係る当該発給を受けた手帳

昭和五十七年三月三十一日以前に開始された

第四十四条第一項に規定する雇用促進事業團の業務(当該業務が終了するまでの間に行なわれるものに限る。)

この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用について、この法律は、第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する日後も、なおその

効力を有する。

(経過措置)

第四条 昭和四十七年度の予算に係る國の負担金又は補助金に係る事業で、振興開発計画が決定されるまでの間に、沖縄の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して決定したものについて、当該事業を振興開発計画に基づく事業とみなして、この法律を適用する。

第五条 この法律の施行の際琉球水道公社が建設している政令で定めるダム(政令で定める施設又は工作物を含む。)の存する河川について、当該

第六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第一百六十二条)の一部を次のように改正する。

第七条 國土総合開発法の一部を次のように改正する。

第八条 地方税法の一部を次のように改正する。

消防施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	三分の二以内
伝染病院等	伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第十七条第一項に規定する施設の整備	十分の七・五以内
精神病院	精神病院(昭和二十二年法律第二百二号)第一条に規定する保健所の整備	十分の七・五以内
保健所	保健所(昭和二十二年法律第二百二号)第六条に規定する精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第六条及び第六条の二に規定する精神病院(精神病院以外の病院に設ける精神病室を含む。)の設置	十分の七・五以内
結核療養所	結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五十七条第一号及び第五十九条に規定する結核療養所の整備	十分の七・五以内
児童福祉施設	児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第七条に規定する児童福祉施設の整備	十分の八以内
身体障害者更生援助施設	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生援助施設の設置	三分の二以内
生活保護施設	生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第三十八条第一項に規定する生活保護施設の整備	十分の七・五以内
婦人相談所等	児童福祉法(昭和三十二年法律第二百十八号)第三十四条第一項に規定する婦人相談所及び同法第三十六条に規定する婦人保護施設の整備	三分の二以内
老人福祉施設	老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第十四条第一項第一号及び第二号に規定する老人福祉施設の整備	十分の九以内
義務教育施設等	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第二項に規定する建物、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)第三条に規定する教材、公立義務学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第二百五十二号)第二条第一項及び第六条に規定する小学校及び中学部に係る建物及び教材、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百一十八号)第二条に規定する公	十分の七・五以内

立の中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)に係る産業教育のための設備、理科教育振興法(昭和二十八年法律第二百八十六号)第二条に規定する公立の小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。)及び公立の中学校に係る理科教育のための設備、へき地教育振興法(昭和二十九年法律第二百四十三号)第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設、学校給食法(昭和二十九年法律第二百六十号)第三条に規定する公立の小学校及び中学校に係る学校給食の開設に必要な施設並びにスポーツ振興法(昭和三十六年法律第二百四十一号)第二十条第一項第一号に規定する小学校及び中学校に係る施設の整備	
高等学校教育施設等	高等学校危険建物改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)第二条第二項に規定する建物、産業教育振興法第二条に規定する公立の高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)に係る産業教育のための施設又は設備及び理科教育振興法第二条に規定する公立の高等学校に係る理科教育のための設備の整備
砂防設備	砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事
海岸施設	海岸法第二条第二項に規定する海岸保全施設の新設又は改良
河川	河川法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事
沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律	沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律(第六十七回国会内閣提出衆議院送付)
法律	沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律(趣旨等)
本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。	本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条の四により送付する。	よつて国会法第八十三条の四により送付する。
昭和四十六年十二月二十九日	昭和四十六年十二月二十九日
参議院議長 河野 謙三	参議院議長 河野 謙三
衆議院議長 船田 中殿	衆議院議長 船田 中殿

2 この法律の規定により使用することができる土地又は工作物については、この法律の規定による使用の開始後であつても、当該土地又は工作物の所有者その他の権利者との合意によりこれらを使用することとなるよう努めるものとする。

(土地又は工作物の暫定使用)

第二条 次の各号に掲げる土地又は工作物は、それぞれ當該各号に掲げる者が、この法律の施行の日から当該土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することができます。ただし、この法律の施行の日から起算して五年をこえない範囲内において当該土地又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間を経過した日（その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を使用する必要がなくなったときは、その事由が生じた日の翌日）以後においては、この限りでない。

一 この法律の施行の際沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されている土地又は工作物で、次に掲げるもの 国
イ 引き続き自衛隊の部隊の用に供する土地 又は工作物 ロ 引き続き日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この項において「地位協定」という。）の規定に従いアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は工作物 ハ ロの土地又は工作物で、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き自衛隊が設置する航空法による航空保安施設の用に供する航空法による裁決を申請することができる。

の部隊の用に供するもの

二 この法律の施行の際沖縄にある琉球水道公社の設立（千九百五十八年高等弁務官布令第八号）に基づく琉球水道公社が水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の用に供する施設の用に供している土地（当該施設に関する工事の用に供している土地を含む。）で、引き続き同法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の用に供するもの（当該施設に関する工事の用に供する土地を含む。）

沖縄県

三 この法律の施行の際琉球電力公社の設立（千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第二百二十九号）に基づく琉球電力公社が電気事業法（昭和三十九年法律第百七十九号）による電気工作物に相当する工作物の用に供している土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供するもの 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第二号）により設立される沖縄電力株式会社

四

この法律の施行の際沖縄にある飛行場の敷地である土地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるもの 国

五

この法律の施行の際沖縄にある航空機の航行を援助するための施設又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供されている土地で、次に掲げるもの 国

六

この法律の施行の際沖縄にある航空機の航行を援助するための施設又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する土地

七

前項第七号に掲げる土地 厚生大臣

に供するもの

六 この法律の施行の際沖縄にある航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識に相当する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航路標識の用に供するもの 国

公共団体

七 この法律の施行の際沖縄において一般交通の用に供されているアメリカ合衆国の軍隊の道路を構成する敷地となるもの 国又は地方公共団体

前項各号に掲げる土地となるべきものの区域又は同項第一号に掲げる工作物となるべきもの及び当該土地又は工作物の使用の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示する。

一 前項第一号に掲げる土地又は工作物 防衛施設厅長官

二

前項第二号に掲げる土地 厚生大臣

三

前項第三号に掲げる土地 通商産業大臣

四

前項第四号に掲げる土地 運輸大臣

五

前項第五号に掲げる土地 運輸大臣

六

前項第六号に掲げる土地 海上保安庁長官

七

前項第七号に掲げる土地 建設大臣

第三条 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、当該土地又は工作物を使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度（國の会計年度をいう。以下同じ。）に係る分を当該年度においてしなければならない。この場合において、損失の補償は、各年度に係る分について、当該年度の開始する日（この法律の施行の日の属する年度にあつては、この法律の施行の日。以下同じ。）の価格（土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工作物に關する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその工作物及び近傍同種の物件の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年度の開始する日の価格）によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者と当該土地又は工作物の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

4 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、その所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積った当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、前条第一項の規定により土地若しくは工作物の所有者若しくは関係人は、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

（土地又は工作物の使用に伴う損失の補償）

官 報 (另 外)

(原状回復の義務)

第四条 第二条第一項の規定により土地又は工作

物を使用する者は、同項ただし書の規定により當該土地又は工作物を使用することができなくなりたときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならない。この場合においては、政令で定めるところにより、当該土地又は工作物を返還する旨の文書を交付する。

なればならぬ

第五条 前三条に定めるもののほか、第二条の規定による土地又は工作物の使用について必要な事項は、政令で定める。

2 1 (施行期日)
この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発
生日から施行する。ただし、第二条第三項及
び次項の規定は、公布の日から施行する。
(琉球政府行政主席への通知)
内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府
行政主席に通知しなければならない。

法第一百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関する承認を求めるの件(第六十五回国会内閣提出衆議院送付)本院において継続審査をした右の件は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条の四により送付する。
昭和四十六年十二月二十九日

衆議院議長　船田　中殿　參議院議長　河野　謙二

昭和四十六年十二月三十日 衆議院会議録第一二号(二)

国家公務員法第十三条第五項および地方
承認を求めるの件 議案に関する報告書

国家公務員法第十三第三条第五項および地方自治法百五十六条第六項の規定により、当分の間、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件

（第六十七回国会開法第一号、參議院送付）

に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、沖縄が四半世紀以上にわたる外国の施政権下にあつたことにより、そこに行なわれている諸制度と本土の諸制度とにかくの相違があり、本土復帰後直ちに沖縄に本土の諸制度を適用するならば沖縄の社会、経済の全般にわたりて急激な変化が生じ、県民に多大の不安をもたらすおそれがあるので、住民生活の安定に配慮しつゝ特別措置を講ずることにより本土の諸制度への円滑な移行を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 従前の沖縄県は当然に地方自治法に定める県として存続すること及び沖縄県の市町村は地方自治法の規定による市町村となるものとすること並びに沖縄県及び沖縄県の市町村の発足に際しての必要な措置について定めること。

2 裁判の効力の承継等に關し、民事事件の承継、刑事事件について、その罰則に関する経過措置、裁判権等の分配、手続、執行等の承継等について定めること。

3 琉球政府、地方教育区、琉球水道公社、琉球電信電話公社、その他の法人の権利義務の承継について定めること。

4 通貨等の交換、合衆国ドル表示の債権又は債務の切替えについて定めること。

5 沖縄法令による免許等の効力の承認について定めるとともに、税制、医療制度、食糧管理制度、電波監理制度、交通方法等沖縄県民の生活に影響を及ぼす諸制度に対する経過特別措置をその所管する各省別に定めること。

6 本土法令の沖縄への適用についての経過措置等については、政令、最高裁判所規則等に委任することができるものとすること。

7 施行期日は、復帰前に措置する必要がある条項を除き、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力が発生の日とし、内閣総理大臣はこの法律の内容を琉球政府行政上席に通知しなければならないこと。

二 議案の可決理由

本案は、沖縄の諸制度から本土の諸制度への円滑な移行を図るために妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十六年十二月三十一日

沖縄及び北方問題に
関する特別委員長　床次　徳二

衆議院議長　船山　中殿

一 議案の要旨及び目的

本案は、沖縄の本土復帰に伴い、関係法令について必要な整備を行なうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 南方同胞援護会法等沖縄が本土の施政権下になかつたために必要とされていた法律を廢止し、及び特別に必要とされていた規定を削除し、又は改正すること。

2 沖縄開発局沖縄総合事務局に置かれることがとなる國の出先機関以外に沖縄に置かれる必要がある國の出先機関について各省設置法等の一部を改正すること。

3 植物防除法の一部改正等沖縄の復帰に伴い必要な経過措置については、政令に委任することができるものとすること。

4 この法律による法令の改正又は廃止に伴い必要な経過措置については、政令に委任することができるものとすること。

5 施行期日は、南方同胞援護会法の廃止等一部の規定を除き、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日とし、内閣総理大臣はこの法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならないこと。

二 議案の可決理由

沖縄の復帰に伴い國關係法令について必要な改廃整備を行なうこととした本案の趣旨は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年十二月三十日

沖縄及び北方問題に
関する特別委員長 床次 徳一

衆議院議長 舟田 中殿

一 沖縄振興開発特別措置法案（第六十七回国會開法第三号、參議院送付）に関する報告書
議案の要旨及び目的

本案は、沖縄の復帰に伴い、沖縄の特殊事情にかんがみ、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖縄の振興開発を図り、もつて住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(7) この法律の施行の際沖縄において一般交通の用に供されている米軍の築造に係る道の敷地である土地で、引き続き道路法による道路を構成する敷地となるもの

2 土地等を使用する場合の手続、使用に伴う損失補償並びに使用廃止の場合の返還及び原状回復について定めること。

(三) 政令への委任

この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めること。

二 施行期日

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、使用する土地の区域及び工作物並びに土地等の使用の方法の告示と琉球政府行政主席への通知の規定は、公布の日から施行すること。

(四) 琉球政府行政主席への通知

内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならないこと。議案の可決理由

沖縄の復帰に伴い、沖縄における公用地等のための上地等に関する暫定使用についての本案による措置は、妥当と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年十二月三十日

沖縄及び北方問題に
関する特別委員長　床次　徳二
衆議院議長　船田　中殿
衆議院議長　船田　中殿

一 本件の要旨及び目的

本件は、沖縄の復帰に伴い、沖縄における人

事院の業務計画の実施を分掌するため、当分の間、人事院沖縄事務所を那覇市に置くことによる。国会の承認を求めるとするものである。

二 本件の議決理由

本件は、沖縄復帰に伴い、妥当な措置と認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年十二月三十日

沖縄及び北方問題に
関する特別委員長　床次　徳二
衆議院議長　船田　中殿

昭和四十六年十二月三十日 衆議院会議録第二号(二)

明治二十五年三月三十一日
郵便物記可

定価一部五十円
(配送料共)
発行所
東京都港区赤坂葵町二番地
郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京五八二一四四二二(大代)